

平成24年 第4回定例会

美瑛町議会会議録

(第1号) 6月19日 開会

美瑛町議会

平成24年第4回美瑛町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

平成24年第4回美瑛町議会定例会

平成24年6月19日午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 一般質問〔花輪政輝議員、森平真也議員、穂積 力議員、
角和浩幸議員、杉山勝雄議員、佐藤晴観議員
福原輝美子議員、八木幹男議員〕

○出席議員（14名）

1番	沢	尻	健	議員	
2番	森	平	真也	議員	
3番	佐	藤	晴観	議員	
4番	杉	山	勝雄	議員	
5番	齊	藤	幸一	議員	
6番	山	家	慶治	議員	
7番	花	輪	政輝	議員	
8番	八	木	幹男	議員	
9番	穂	積	力	議員	
10番	福	原	輝美子	議員	
11番	角	和	浩幸	議員	
12番	濱	田	洋一	議員	
13番	沼	田	成功	議員	
議長	14番	齊	藤	正	議員

○欠席議員

○出席説明員

町	長	浜田	哲君
副町	長	塚田	聡仁君
会計	管理者	千葉	茂美君
総務	課長	石井	典夫君
政策	調整室長	池田	由行君
税務	課長	太田	茂夫君
税務	課参事	古本	彰君
住民	生活課長	大谷	隆男君
保健	福祉課長	小野寺	次男君
保健	福祉課参事	米濱	美智子君
商工	観光課長	中山	勝利君
農林	課長	原	子秀樹君
都市	建設課長	武井	一真君
水道	課長	丸田	治君
町立	病院事務局長	上坪	邦夫君
総務	課財政係長	今滝	毅君
教育	委員長	村上	和男君
教育	長	奥山	清君
学校	教育課長	藤原	悟君
生涯	学習課長	大滝	憲孝君
生涯	学習課参事	餌取	祐一君
農業	委員会会長	鹿島	明博君
農業	委員会事務局長	佐々木	典美君
代表	監査委員	有富	武君
監査	事務長	鈴木	貴久君

○書記

事務局長 前川光男君
係長 梶原祐治君

開会及び開議宣告

- 議長（齊藤 正議員） ただいまから、平成24年第4回美瑛町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人です。
-

美瑛町町民憲章の朗唱

- 議長（齊藤 正議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。
傍聴者の方も一緒をお願いいたします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

- 議長（齊藤 正議員） 浜田町長から、本定例会招集のあいさつがあります。
（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

- 町長（浜田 哲君） おはようございます。今日は平成24年第4回美瑛町議会定例会開催の
お願いを申し上げたところですが、全員の議員の皆さん方のご出席をいただき、開催をいた
だきましたことを改めてお礼を申し上げます。

また、この定例会に至るまで図書館のオープン、そしてヘルシーマラソン、さらには戦没者
の追悼式と議員の皆さん方には大変ご多用ご多忙の中、ご出席を賜り、町行政運営に対してご
指導ご支援をいただきましたことに、改めて感謝申し上げます。また、寛仁親王殿下におか
れましては、私どもからすれば本当に急に亡くなられたという思いをしています。薨去（こう
きよ）という言い方ではありますが、殿下には大変美瑛町のまちづくりに細やかな、そして
また将来を見据えたご指導等を賜ってまいりましたこと、この場をお借りいたしまして心から
感謝を申し上げ、哀悼、追悼の想いを述べさせていただきます。どうぞ安らかにお眠りをいた
だきたいと願うところです。

さて、天候も暖かい日もありますし、そしてまた雨も降ったということでもあります。農家の
方々からお話を聞きますと、この2、3年の間では、最高に今順調に作物が育っているのではな

いかというお話をいただいています。しかし、台風のこととさらにはこれから何か突発的な予測しかねることも起こりますので、そういった状況に対応できるべく、また関係機関と連携をしていきたいと思っておりますが、何とかこの調子を保っていただいて、出来秋を迎えたいという思いを強くしているところです。

そんな中、いろんな動きがあるわけですが、やはり大きいのは消費税等に関する論議だと思っています。消費税を導入するという国の財政状況から見れば、そういったことに論議が行くということを我々も了解できないことではないわけですが、しかし一方で、ほかに挙げた行財政改革、議会改革等1つも合意するものがなく、消費税だけが合意するというのとは一体どういうことなのだろうと、改めて何か疑問が大きくなるなど思っているところです。しかし、我々としても行政の一貫、国の一つの機関という立場もありますので地方分権等の状況を鑑みながら、まちづくりを一層を議員の皆さん方、町民の皆さん方とお話をしながら進めていきたいと考えています。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは今回提案をさせていただき議案について、少し説明をさせていただきます。

議案第1号については、丘のまちびえいまちづくり基金条例の制定です。今後のまちづくりに必要な財源の確保を目標として基金条例を見直し、新たに条例を制定させていただくものです。

議案第2号、美瑛町人づくり育成基金条例の制定につきましては、心豊かな人材の育成を推進するために新たに条例を制定するものです。

議案第3号及び議案第4号、丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正から、美瑛町公共施設等建設基金条例の一部改正については、財政再建等も目論みながらここまで取り組んできたところですが、そういった再建状況を確認しながら、基金の再編成また基金の運用、基金の活用等、基金条例の見直しをした中で関連規定を整備させていただくものです。

議案第5号、美瑛町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法の改正に伴い関連規定を整備するものです。

議案第6号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についてですが、外国人登録法の廃止に伴い関連規定を整備するものです。

議案第7号、美瑛町公共下水道設置条例の一部改正ですが、本町の公共下水道全体計画の見直しに伴い関連規定を整備するものです。

議案第8号、平成24年度美瑛町一般会計補正予算については、歳出におきましては青年就農給付事業、道路維持修繕事業、イベント広場整備事業などの補正です。歳入は、歳出補正に伴う国道支出金、町債等の補正及び財源調整のための繰越金の補正です。

議案第9号、平成24年度美瑛町老人福祉施設事業特別会計補正予算ですが、歳入では、指定管理者基本協定に基づく施設運営事業利益納付金の補正であり、歳出では納付金を老人保健

施設事業特別会計基金に積み立てを行う補正です。

議案第10号、請負契約の締結につきましては、北瑛旭線第6線道路改良工事の請負契約の締結について提案するものです。

議案第11号、請負契約の締結について、旭町団地3号棟建設工事の請負契約の締結について提案をするものです。

議案第12号、財産の取得ですが、道路維持作業車の取得について提案をさせていただくものです。

議案第13号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてですが、本年度より5か年にわたる辺地横牛地区の総合整備計画の策定について提案をさせていただきます。

諮問第1号につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてですが、本年9月末で期間満了となる横倉裕子氏を引き続き候補者として推薦をさせていただきたく、議会の意見を求めるものです。

報告第1号、平成23年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令の規定に基づき報告をさせていただくものです。

報告第2号から報告4号までの美瑛町土地開発公社の経営状況、有限会社美瑛物産公社の経営状況、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況、地方自治法の規定に基づき、これらの経営状況について報告をさせていただくものです。

以上、議案13件、諮問1件、報告4件についてご提案をさせていただきます。慎重なご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いを申し上げて、開会にあたってのごあいさつに代えさせていただきます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（齊藤 正議員） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第118条の規定によって、2番森平真也議員と12番濱田洋一議員を指名します。

諸般の報告

○議長（齊藤 正議員） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○議会事務局長（前川光男君）

（諸般の報告をする）

（報告文の記載を省略する）

○議長（齊藤 正議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（齊藤 正議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、山家慶治議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

はい、山家委員長。

（議会運営委員会委員長 山家慶治議員 登壇）

○議会運営委員会委員長（山家慶治議員） おはようございます。議会運営委員会より報告をいたします。

（議会運営についての報告をする）

（報告文の記載を省略する）

これで議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（齊藤 正議員） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月20日までの2日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月20日までの2日間に決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（齊藤 正議員） 浜田町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 第4回美瑛町議会定例会に伴う行政報告を申し上げます。報告書をごら

んください。4件について報告いたします。

まず、農作物の生育状況です。6月15日現在ですが、水稲については、やや良ということ
で移植後の好天により活着は良好です。秋まき小麦については並ということ。馬鈴薯につ
いても並、植え付け後の高温で状況としては良い状況で、芽生えも萌芽も始まったとい
うこと。小豆については、並、てん菜についてはやや良、好天により生育が進んでいるとい
うふうに状況が報告されてます。春まき小麦については、やや良です。こういった状況を維持し
ていければと期待をしていきたいと思えます。

続きまして、びえいヘルシーマラソン2012ですが、6月9日、6月10日に開催をさせ
ていただきました。交歓会は9日、会場はスポーツセンターで385名の参加者、非常に多い
人数の方々に参加をしていただきました。町内の婦人振興会の皆さん方、ネットワークずら
んの関係の皆さん方、そしてボランティアの関係者の皆さん方、大変にお力をいただいたと
ころであります。美味しいものをいただいたとみんな喜んでました。6月10日は本大会でエン
トリー数が5,462名、今までに1番多い数です。当日参加者、ハーフ、クォーター、ワン
エイツ合計で4,807名ということ。当初、雨が降ってどうかなと思いましたが、大き
な雨にはならず、終了時点では天候も晴れてきましたので、走っていただいた方には、走りや
すかったよという声もいただきました。今後ともこのヘルシーマラソンを美瑛町を代表するイ
ベントとして取り組んでいきたいと考えています。

3点目は、寛仁親王殿下のご薨去（こうきょ）についてです。記帳所の設置期間につきまし
ては6月7日から6月12日火曜日まで、午前8時30分から5時15分までで、記帳者数は
275名という数字です。記帳いただいた記帳簿につきましては、東京研修に行っている役場
の職員が宮家に直接お届けをさせていただいたところ。葬儀の参列についてですが、喪儀
葬場（もぎそうじょう）の儀参列でありますけども、6月14日木曜日午前10時に、議長と
私と2人で参列をさせていただいてまいりました。議長には大変ご苦労さまでございました。
寛仁殿下におかれましては、大変美瑛町に対してのご厚意に心から感謝を申し上げるところで
あります。

続きまして4点目、新図書館の開館記念式の開催ですが、5月31日に参加者40名をもつ
て記念式を行いました。入館者の状況でありますけども、6月1日から6月13日11日間
ありますけども、入館者数は11日間で4,585名という数字になっています。多くの方
に来ていただいて利用していただければというふうに願っているところであります。以上であ
ります。

○議長（齊藤 正議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（齊藤 正義員） 日程第4、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。

それでは始めに、7番花輪政輝議員。

（「はい、議長」の声）

はい、7番花輪議員。

（7番 花輪政輝議員 登壇）

○7番（花輪政輝議員） みなさんおはようございます。ただいま、町長、先ほどは議長から、この度三笠宮寛仁親王殿下がご薨去されましたことにつきましては、誠に残念なことでした。本町に多大なご貢献をいただきました殿下のご冥福をお祈りし、私も記帳をさせていただきましたが、今はただ安らかなるご冥福を心から深くご祈念を申し上げる次第です。

さて、私は本定例会で、3項目の一般質問を行わせていただきます。

最初にピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅を、につきまして伺います。毎年およそ11万人が胃がんを発症し、約5万人の方が亡くなっており、胃がんによる死亡者数はおよそ40年間横ばいで、政府の胃がん対策は、現在必ずしも効を奏しているとは言えない状況です。昨年11月、北大病院長である浅香正博特任教授が「胃がん撲滅計画」（わが国から胃がんを撲滅するための具体的戦略）を提唱し、日本医師会医学賞を受賞され、ピロリ菌を除菌することにより、「胃がん」を撲滅できることに対して、大変大きな反響がありました。

約20年前の1993年に国際がん研究機関（IARC）は「胃がん」の原因の一つが、ピロリ菌だと結論を出し、医学界の国際的な常識となっていました。我が国では昨年2月政府がようやく「胃がん」とピロリ菌の関係を容認し、昨年12月参議院厚労委員会審議で政府はピロリ菌の除菌により「胃がん」を予防できるとし、今後、検査、除菌方法を検討するなどの答弁がなされています。そこで、2点伺います。

1点目としまして、全町民も「胃がん防止」のため、ピロリ菌検診費用（保険が適用されない方に対して）の補助を行い、検診受診率を高め、「胃がん」を防止すべきではないでしょうか。

2点目としまして、町立病院などと連携して、町民の「胃がん防止」のため、大々的に「胃がん撲滅キャンペーン」などを行い、町民の方や事業所、各種団体などに広く周知して、ピロリ菌の除菌により、「胃がん撲滅」を図っていくべきではないでしょうか。

2項目としまして、大規模な自然災害対策のため「広域防災協定」の締結を、について伺います。昨年の3・11「東日本大震災」から既に1年3ヶ月が経過しましたが、今なお被災地では瓦礫処理や放射能汚染処理が進まず、約34万人もの方々が避難生活を送っており、復旧・復興が進展していない状況であり、大規模な自然災害の恐ろしさ、怖さが大きく報道されてお

ります。また、最近では首都直下地震（東京湾北部地震）や東海・東南海・南海の3連動地震の発生が懸念され、今後の防災、減災対策が課題となっています。

今後の災害対策として、現在、注目されている防災手段として「広域防災協定」があり、「広域防災協定」を締結することにより、協定した自治体が自然災害などで被災した場合、被災した自治体の要請に基づき、支援物資の提供や復旧、復興に必要な職員などの人材派遣など迅速に行い、お互いの自治体を支援し合うことができます。

自然災害などでは、近隣自治体も同時に被災するなど、近隣地域連携の防災には限界があり、被災していない遠方からの支援は防災上の重要な担保になるとして、最近、近隣の自治体で、本州などの自治体と「広域防災協定」が締結され、関係者などの注目を集めております。そこで、2点伺います。

1点目としまして、本町でも「広域防災協定」の締結を検討すべきではないでしょうか。

2点目としまして、「日本で最も美しい村連合」でも「広域防災協定」を締結して、防災の連携を図るべきではないでしょうか。

次に3項目目としまして、今後の電力の不足に対する省エネ対策など、について伺います。

国内の商業用原発50基が全て停止して、再稼働がなかった場合、政府はこの夏の電力不足を乗り切るため、最大使用電力を2010年比で、北海道電力の節電目標は7%程度と設定させるとともに、計画停電の準備も求められることが、報道されています。（期間が7月23日から9月14日まで）

一方、道内自治体ではこの夏に予想される電力危機の対策として、太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーによる地域経済活性化を目指して、72の市町村の首長が集い「北海道再生可能エネルギー振興機構」の設立発起人会が開催され、今後、道内各市町村に参加を呼びかけ、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が始まる7月までに発足が予定されていることが、報道されています。そこで、3点伺います。

1点目としまして、北電の7%削減に対して、本町はどのような節電計画を検討されているのでしょうか。また、町内の事業所や各種団体及び各家庭に対しては、どのような節電要請をされるのでしょうか。

2点目につきまして、「北海道再生可能エネルギー振興機構」に参加して、本町の水力発電事業などの拡充を図るべきではないでしょうか。

3点目としまして、今後、改修事業などが実施される公園などに対して、街路灯(防犯灯)を太陽光や風力などの発電式でLED照明とし、本町の街路灯(防犯灯)の「省エネ化」を計画的に促進すべきではないでしょうか。

以上3項目につきまして伺います。よろしくお願いたします。

○議長（齊藤 正議員） 7番議員の質問の答弁を求めます。

(「はい、町長」の声)

浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長(浜田 哲君) 一般質問、よろしくお願い申し上げます。7番の花輪議員さんからの3点の町長への質問ということで、答弁させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

まず質問事項1、ピロリ菌の除菌で胃がんの撲滅を、というご質問です。

本町におきましては、がんの予防及び早期発見の重要性の強い認識から、健康増進法に基づく、がん予防重点健康教育及びがん検診の指針に従って5種類の健診を推進するとともに、本年度からはこれに加え、前立腺がん検診についても、美瑛町の独自に推進しているところです。

国のがん検診の指針は、がん死亡率が低下することが実証されている「対策型検診」として、対策型、早期発見、早期治療ということですが、市町村ががん検診事業を実施する際の根拠となっています。

本町のがん検診は、検診実施後の精密検査実施医療機関の確保や早期発見がんへの治療法が確立しているがんについての指針や日本泌尿器学会の基準による精度管理が実施できる医療機関に委託し、特に、胃がん検診の方法につきましては、現在のところ対策型検診としては唯一、胃エックス線検査を採用しています。

この検診結果から精密検査が必要な場合、胃内視鏡検査、ペプシノーゲン検査、ヘリコバクターピロリ菌抗体検査などが実施され、ご質問のあったヘリコバクターピロリ菌保菌者には病状に応じた治療が行われているところです。

本町の昨年度の職域を除く胃がん検診の対象者は4,868人で、受診者数は1,132人、受診率は23.3%となっており、この検診に係る受診者の負担は、1次検診は町の一部負担によって1人当たり30歳から74歳以下は1,500円程度、75歳以上は500円となっており、精密検査や必要な治療は、いずれも保険診療で行われています。

胃がんの発症要因としては、ヘリコバクターピロリ菌のほか、タバコ、食事などの生活習慣の寄与率も要因の一つとして捉えられておりますが、本町には胃がん検診受診の環境が整っている現状の中で、低調な受診率向上が課題となっているところです。受診率を上げていきたいということです。国が求める受診率50%に向け、引続き広報などによる周知や様々な機会を通じた保健活動などに努めるとともに、町立病院をはじめとする医療機関との連携も図りながら、胃がんの撲滅を推進してまいりたいと考えています。

また、来年度からのがん対策推進基本計画が、国において策定中であるという情報もあります。この動向にも注視しながら、町民の皆様の健康を守るためのがん対策を、今後検討してまいりたいと考えています。

次に質問事項の2、大規模な自然災害対策のため「広域防災協定」の締結を、というご質問

です。

昨年、3月11日に発生しました東日本大震災から1年が経過しましたが、今なお厳しい避難生活を余儀なくされている多くの被災者に心よりお見舞いを申し上げます。

東日本大震災を契機として、想定外の自然災害等への対応についてさまざまな検討が各自治体等でなされているところであり、議員ご指摘の「広域防災協定」についても、その一つと考えているところです。

本町における各種災害協定についてですが、北海道及び道内各自治体と災害時等における応援に関する協定を結んでいるとともに、飲料業、流通業、運送業、建設業等、様々な業種と災害協定を締結し、支援物資の提供や必要な人材派遣についての応援体制の整備を図っているところです。

1点目の「広域防災協定」についてですが、本町においては、美瑛町地域防災計画に基づいて、道内市町村との広域的な応援体制について連携強化に努めているところですが、東日本大震災を踏まえ、新たな災害対応について検討しているところでもあります。また、行政事務における各種データ管理については、日々のデータは、今年度予算で2階電算室と4階通信室の2箇所管理するよう対策を進めているところであり、現在、上川中央部7町で組織する上川電算事務共同処理協議会において、重要なデータの取り扱いについて協議を行っており、町外のデータセンターへ分散して保管する等、検討を進めているところです。

2点目の「日本で最も美しい村連合の広域防災協定の締結」についてですが、昨年は、宮崎県高原町の新燃岳噴火災害、福島県飯舘村の東日本大震災による福島第1原発事故に伴う放射能汚染、奈良県十津川村の台風災害など、連合に加盟している町村でも大きな災害に見舞われた年でもありました。39の加盟団体がそれぞれの被災地に対し、義援金や物資、人的支援を行ったところです。

連合では、すでに広域災害連携の準備を進めており、協定書案を作成し協議を進めています。協定が整い次第、議会にはご報告させて頂きたいと考えております。

続きまして質問事項の3、今後の電力不足に対する省エネ対策です。

東日本大震災による福島第1原発事故に端を発し、国のエネルギー施策が見直され、これまでの原子力エネルギーの推進から、再生可能エネルギー等への転化が大きな議論となっています。とりわけ原子力発電所の再稼働については、国民注視の中で、合意を得ることが非常に厳しい状況にあります。国は、泊原子力発電所の再稼働が出来ない場合の本道における電力の需要見通しにつきましては、2010年比で7.3%の受給ギャップが見込まれるとして、道を通じて各市町村に対し、7%以上の節電目標を求めています。夏場7月23日から9月12日という期間については、7.3%の受給ギャップ、不足するという事です。

1点目の北電の7%削減に対する本町の節電計画についてですが、消費電力の抑制を目的と

して、公共施設等における節電計画を策定したところです。実施期間は、7月から9月までの3ヶ月間としました。取り組みの内容は、公共施設の省エネタイプ（LED照明）の照明器具の導入検討、執務室等の照明器具の間引き、適切な温度管理の徹底等です。基本的に、節電要請につきましては、北電が主体性を持って事業所や各家庭に要請するものであり、町はそのサポート的立場であると考えています。従って、町民への具体的な節電要請としては、7月号の広報びえいに節電ポイントと題して掲載をさせていただく予定です。

2点目の「北海道再生可能エネルギー振興機構」の参加についてですが、先般「北海道再生可能エネルギー振興機構」設立発起人会が開催され、全道72の市町村が設立に向け名を連ねたところです。私どもの方から中山政策室長が出席をしてまいりました。今、定款や年会費など事業計画の準備をしている状況です。

北海道は、多様な再生可能エネルギー資源に恵まれた他都府県に無い資源を有していることは、誰もが認めるところですが、本町でも平成15年から白金ダムを活用した水力発電事業に取り組んでいます。現在、河川を活用した小水力発電の可能性や地熱、先日新聞でも報道されましたが、地熱を活用することができないか等、民間企業からの提案も受けているところですが、太陽光や雪氷熱、バイオマスなど多様なエネルギーの活用について、情報・ノウハウの集積を進め、本町が活用できるエネルギーについて情報の取得に努めてまいりたいと考えているところです。

3点目の今後改修事業などが実施される公園、町の街路灯(防犯灯)の省エネ化についてですが、前段の公園につきましては、昨年の中町公園、本年度工事のなかよし公園につきましては、すでにLED化を実施してきたところであり、明年以降計画しています丸山公園、ことぶき公園、憩ヶ森公園等につきましても順次計画的に実施してまいります。

次に、街路灯(防犯灯)についてですが、昨年12月の穂積議員の一般質問でも、ご答弁申し上げたところでありますが、町が管理している街路灯が約800灯、町内会等が管理しているものが約900灯の併せて1,700灯が町内に点在しています。街路灯、防犯灯につきましては1,700灯が町内にあります。

町管理の800の街路灯につきましては、老朽化したものも含め計画的に補助事業等の採択要件の推移を見ながら次年度から計画的に改修してまいりたいと考えています。

また、町内会等の街路灯につきましては、美瑛町街路灯設置事業補助金交付規則に基づき町内会等への補助を実施しているところですが、交付基準の見直しを行い、蛍光灯・水銀灯からLEDへの電灯の切り替えを補助対象とし、省エネの促進を図るよう検討しているところです。以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。大変詳しくご答弁いただきましたが、再度伺いたいと存じます。

最初に浅香先生の胃がん撲滅計画などについて伺いたいと存じます。本町のがん検診や大雪地区広域連合の特定健診、また町職員の胃がん検診などに、ピロリ菌検査、尿素、呼気試験法や抗体特定法などの血液検査等を追加し、検査費用やピロリ菌除菌等に補助を行い、町民の胃がん防止を促進すべきではないでしょうか。ただいまのご答弁にもございましたが、本町では新たに前立腺がん検診など独自で追加され、その他特定健診などでも独自で町民の生活の安全、安心、健康、命を守るために、様々な政策、先進的な政策が実はとられているということを調べるほどに分かってまいりますし、その点は高く評価したいと存じます。本町のご責任ではございませんが、現在の胃がん検診はバリウム検査、本町のエックス線検査というのはバリウムでございます。私も、およそ40年間会社に勤めまして、後半20年ぐらいは毎年胃のバリウム検査、エックス線による検査を受けてまいりました。しかし、残念ながらピロリ菌発見には当然至らないわけで、先ほどのご答弁にもありましたが、現在は検査の状況というのは対策型の健診でございますから、病気になってしまったから精密検査を受けましょうと、精密検査を受けたらお医者さんから実は胃潰瘍ですよ、十二指腸潰瘍ですよと、そういった病気が発見される。ですから、結果としてお医者さんの指示に従ってピロリ菌検査、除菌がそうした病気の治療に伴って現在は行われておりますので、保険が適用になってます。しかし、北大病院の浅香先生の胃がん撲滅計画では、胃がんの大半がピロリ菌による感染症でありまして、そのメカニズムは、長年のピロリ菌感染による胃の粘膜の萎縮が胃がん発症率を上げており、ピロリ菌に感染していない人の胃がん発症はほとんどないと言われております。ですから、ピロリ菌の検査や除菌の治療による胃がんの予防が大変有効であり、ピロリ菌の除菌による胃がん予防の効果は、胃の粘膜の萎縮がまだ起こっていない若い世代に大変大きく出てまいるとされておりました。男女ともに30代までにピロリ菌の除菌を行いますと、男女ともに100%胃がんにならなくて済むとおっしゃってます。また40代では男性93%、女性98%は除菌すると胃がんにならない。また、50代では男性76%、女性92%、60代は男性50%、女性84%が胃がんの予防ができるんだと先生はおっしゃってます。ですから、年を取りますと男性よりも女性の方が丈夫だそうでございます。浅香先生はこの胃がん撲滅計画で、胃がんの死亡率が高くなる50代以上を対象としましてピロリ菌の検査、胃の萎縮検査を義務付けておりました。両方の検査で問題が無かった人は今後検査は不要でありまして、ピロリ菌に感染はしているが、胃の粘膜の萎縮が進んでいない人は除菌の治療を行いますと、ピロリ菌に感染して、すでに胃の萎縮が進んでいる人に対しましては、定期的な内視鏡検査を実施して常に経過を見て、早期胃がん発見、予防などに努めるとされております。そこで、本町のがん検診、あるいは広域連合の特定健診、あるいは本町町職員の胃がん検診などに率先してピロリ菌検査を追加して、検査

の費用やピロリ菌除菌費用に対して補助を行って、我が美瑛町町民の胃がん防止を促進すべきではないでしょうか。再度町長の考えを伺います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 花輪議員さんからの再質にお答えを申し上げます。

まず町といたしましても、町民の方々の健康を私どももできるだけ守りたい。そして、住民の方々に健康に過ごしていただきたいという思いは議員、私も同じ思いだと思っています。そんな中、町といたしましても、特定健診等におきまして、保健師さん等が中心になって美瑛町の町民の方々に対して、こういう症状が多いので美瑛町独自の検診体制、検査項目を追加するというようなことを花輪議員さんの方でご理解いただいているということについて、大変私もありがたく思っているところです。またそういった保健師の活動等について、ぜひ今後ともまたいろんな面でご支援をいただきたいと思っています。実は、北大の浅香先生は道の医療対策協議会で私ども仲間であります。非常にものごしのやわらかい先生で、色んなことをお話をさせていただいていますが、こういったピロリ菌等の大家でもありますし、我々としてもこういった先生方のいろんな情報を聞きながら、町づくりに生かしてきたいという思いは強く持っているところです。その中で、町といたしましてもこれは花輪議員さんからもいろいろご指導などいただきながら、子宮頸がんですとかヒブワクチンですとか肺炎球菌のワクチンなんかも国の中でこういう取り組みが増えてきたという中で、町としても率先的に取り組んでいき、これらは来年から法定になっていくということですからこういった部分について、やはり住民から再度、そしてまた各地域での取り組みが国を動かしていくということも証明されているのではないかと考えています。その中で、このピロリ菌の、胃がんの撲滅の部分ですか、やはり今のところ私どもとしましては、この健診の受診率が低いということがあります。何よりもまずここが課題であり、特定健診についても、美瑛町は東川、東神楽3町に比べて1番低い状況であります。こういった部分についてK・U運動というようなことを担当課でも取り組みを進めているところでもありますけども、もっともっと町民の方々にわかりやすい運動、取り組みが必要ではないかと改めてそんなことを感じているところです。その中で、胃がんにつきましては、こういった検診で、がん検診なんかでもそうですし、特定健診に合わせてがん検診を行った時もそうでありますが、議員ご指摘のとおり、何か異常が見つかる、バリウムを飲んで異常が見つかったり、私なんかは最初からは胃カメラを飲んで、カメラから始めてますけども、そうなったときに十二指腸なり胃の中にちょっとした潰瘍等がありますよということになった時に、ピロリ菌の検査が行われているというのが今の現状であります。議員からは、こういった検診を町も補助を出して取り組んだらどうだということではありますが、大変貴重なご提言をいただいたと思っています。ただ私もお意見をいただいて担当との話、協議また情報交換をし

ましたけども、検診の体制というのがやはり重要になってくると思ってます。今でも内視鏡の検査等では待ち時間が多かったり、なかなかお願いした日にできないという状況が続いていますので、こういったことを補助を出しておきながら、補助だけ出して体制ができてない、そうすると町民の方々の不信感というの大きなものになってまいりますし、今後町民の方々がこういったピロリ菌等も自分の健康に対して大きな要素になってくるというような情報を共有する形で、検診等を受ける要因にもなってきますので、そういう思いを持っていただけるような取り組みを先に進めていくことと、あわせて町立病院を始め、道それから上川管内の関係医療機関、こういった状況等も十分に声を出していきながら、私どもそういった関係機関の中で声を出していきながら、こういう検査もやはり今までのような悪いところが見つかったから対策をとるというよりも先に検診をするということが重要になってくる。やはり福祉国家としてはそういったことが重要になってまいりますので、こういったところに声を上げていくように私も努めていきたいと考えてます。町内におきましては、美瑛町立病院を中心に健診体制がどのようなことができるのか今後ともよく協議をしながら、今後の国の動きともあわせて見つめながら対応していきたいと考えている状況であります。そういったことをご理解いただければと思っていますところでは。

（「はい、議長」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、7番花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。大変詳しいご答弁をいただきました。ぜひとも今後の対応、対策を願いたいところでございます。

2項目目、大規模な自然災害対策のため「広域防災協定」の締結につきまして、再度伺いたいと存じます。

この度の3・11の東日本大震災、本当に大変な状況で今なおでございますが、この度は特に全国から出動された緊急消防援助隊などの皆さんが大変目ざましい活動を行われたということで、財団法人の日本消防協会の会長などはこの活動体験というものの中で語っておられるのですが、財団法人日本消防協会が編集しました「消防団の闘い」に詳しく述べられているのですが、とにかく消防職員、消防団員等の多くの方々が殉職という大変厳しい状況の下で筆舌尽くしがたい活動というものが、その中で報告されております。こうした現状を、水も食料も燃料も物資がない、情報も極めて少ない、そんな中で職員が更に消火や救助活動、もう言葉もないと会長は言っております。大規模な自然災害への対応を考えた場合に常時消防だけでも、消防団が加わっても自衛隊や警察があってもそれだけでは安全は守りきれない。今回の場合は、巨大な津波からいかに早く逃げるか、そういったことが大変重要だと。そこで、地域住民の皆さんが、さあ一緒に早く逃げましょうと言うようなことにならないと、実現は出来ないのだと言ってるのです。ですから、今後、防災ということに対しては、地域、社会、住民も一緒にな

った、地域全体の総合的な防災力が必要だと述べられていますので、本町で現在行われています十勝岳の噴火防災訓練が実施されておりますが、現在訓練に参加している地域、町民が限られているのです。ですから、どうか今後せめて、町内会各地の役員、あるいは各団体及び事業所、あるいは教育、学校関係者など多くの町民にも参加を募って自分の命は自分で守り、自分の地域は自分たちで守るのだという意識改革の中で公助、自助、そして共助などで地域全体、総合的な防災力を高めるべきではないでしょうか。本町の防災計画を学んでみますと、本町も学者の先生は1千年という長期の単位で、大変な噴火、地震、そういうものの地層があるのだということを述べておられるのです。本町もやはり、何と言っても地震大国の列島の中にあるということからにしても、防災意識を、今後防災協定などを進めながら、町民全体が出来るだけ参加して、そういう意識を持っていくようにすることが必要ではないか。それからもう一点、先ほどのご答弁で、日本で最も美しい村連合、39の団体でそれぞれ被災した皆さんに物資あるいは義援金あるいは人的支援など積極的に行って参ったということで、当然議会も伺っておりますし、大変必要なことであったということです。ですが、大自然の大規模な自然災害と言いましても、私ども自治体にとりましては、定めのない支援、義援金それはその時その時だけの場当たりのような政策と言わざるを得ないこととなりますので、広域防災協定のようによりしっかりとした協定書に基づきまして互いに支援を行っていく。そのことによりまして、一方的なアナログというようなことから、今度双方向のデジタルな関係というものが進むと思えますし、町民も日本で最も美しい村連合は、そうした本町も被害を受けるだろう防災の観点からも皆とそうした協定を結んで仲良くすることによって、防災だけでなく、経済、文化、様々な交流にも発展するんだというような認識も意識もさらに高まるのではないかと思いますので、できる限り早めに広域の防災協定の締結をぜひとも進めていただきたいと存じます。再度町長に伺います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 災害、大規模な自然災害等に対応できるまちづくりを、ということでの再質でありますけども、基本的には災害にどう対応できるかということを進めていく、そういったことはまちづくりの大きな要であります。行政としても1番大きな仕事の内の1つだと考えております。その中で、消防団そしてまた警察関係の方々や、それから自衛隊の方々、防災に関わる役場行政もその中に当然入りますけども、防災にまず関わる方々が連携をし、情報を取り合ってまちづくりの中に防災という、そういった拠点をつくっていく、また考え方を浸透させていくことが大きな仕事だと思っています。また一方では、町民の方々、今回の大震災で、逃げられた人と逃げられなかった人が非常に、本当に大きな差がついてしまったわけですが、そういった住民の方々の防災、そしてまた避難できる体制をとっていくということが、いかに

重要かということを改めて確認をさせていただきました。美瑛町といたしましても、美瑛町においては何よりも大きい災害の要因としては火山があるわけですが、一方で最近では水害等も大きなものになっていますし、地震もどんな形で起こるかわからないということもあります。そんな面では、火山ばかりではなくて災害に対応できるまちづくりというのは、非常に幅広い対応が必要だということでもありますから、そういった点について確認をしながら、チェックをしながら今後も対策を進めていきたいと思っています。それで、消防組織とかそういった方々についてであります、非常に防災について意識高く勤めにあたっていると思っています。消防の職員、そしてまた団員の方々、火災等も含めて大きな美瑛町の安全を守っていただく、そういう中心におられるわけではありますが、東北のこの大災害におきましても、消防職員が美瑛町からも石巻等の方に行きまして、長く救援活動、救助活動をしてきたところではありますが、大変悲惨な状況であったということ報告をいただいています。そんなことで、我々としても広域的な防災に対する消防団の活動ですとか、そういった部分についても、意欲的に取り組んでいきたいと思っています。火山の関係でも質問いただきました。住民の方が、今美沢地区、白金地区の方々が避難活動、避難訓練をしているわけですが、当然、我々も住民の方々にこういった案件について避難の取り組みをしますよ、という情報は提供をさせていただいています。行政区町内会の方々にも、情報を差し上げているところですが、今後、行政区と町内会の会議におきましてもそれぞれの方々の意向を確かめながら、防災また避難活動に対する訓練等に参加を広めていきたいという、そんなことも思っているところです。ただ、火山の部分についてはハザードマップがありまして、美瑛町において大規模な噴火が起きたときは、そのハザードマップで被災地域がある程度特定されていますので、やはり避難訓練の重点はそのハザードマップにかかる地域が重点になってくるということも是非ご理解をいただきたいと思っています。今後も、自衛隊等と色々な連携も強めているところですし、先日開発局の方からも、大震災を課題にして、やはり想定以上の大震災、例えば水害等というようなことでありましたら、道の管理する河川、国の管理する河川、町の管理する河川、こういった所が管理者がまず率先してやるわけではありますが、今回の大規模になってくると、町村単位で何か手を打つというよりも、町村はもう逃げる、避難そして生活を守ること、生命を守るということに集中してきますので、大きな災害対策について、やはり国が表に出なければならぬということも何かこう方針が決まってくるようでもあります。そんなことから、何か災害があったときには、開発局なり国の方も表に出て、そして情報発信等、それから避難に対する指示等、協議等も行いたいということで情報提供もいただいたところです。こんな状況に対応しながら広域的な連携体制もさらに強めながら防災に取り組んでいきたいと考えています。町といたしましては、火山については、昨年、全国の火山を持っている市町村が集まりまして全国大会も開催をさせていただきました。火山のようなものについては、火山の被害を受

けるもの、可能性のあるとこと、今まで受けたことのあるところと、あまり山は見えても、例えば十勝岳が見えても旭川の方なんかは被害を受ける可能性がないものですから、非常に意識的には差があります。ですから火山を持って今まで被害に遭ったことのあるだとか、被害に遭う可能性のある地域が連携して火山防災にあたる、また国を動かす、各関係機関を動かすというようなことが重要なことですので、こういった面についても美瑛町としては積極的に道の役員として全国の役員になって取り組んでいるところですので、ご理解をいただきたいと思います。それから、美しい村の関係につきましては、防災協定、今44の村や町、それから協議会が入っているわけではありますが、その中から高原ですとか十津川のような災害があったということで、連携協定を作ろうじゃないかという意見が出てまいりました。理事会としてもそういった方向性でやろうということで今文書等も整理してますので、ぜひ我々もこういった協定を結びながら、お互いに助け合っていく体制を作っていきたいと思っております。一つちょっと話がそれるところがあるのですが、先日、大雪山の世界遺産登録等の話し等もありました。美瑛町にもそういったものにとということではありますが、実は世界遺産の構想等につきまして前にも議会でもお話をさせていただきました。火山に対してどう対応していくのだと、実は火山は事業も行われますし、治山の方でも事業が行われるわけです。ところが世界遺産というようなことになってくると、まず基本的には山に手を付けないということですから、やはりその防災という部分については、世界遺産のような構想、観光客を呼びたいという思いはわかりますが、まず住民の生命を守る、地域を守ることが優先でありますから、今の世界遺産の部分についてやはりその住民の安全を守る火山の対応をどうするのだと、そういった構想がなければ、例えば私どももそうですし、隣の上富良野さんもそうだと思いますが、なかなか簡単に同調することにはなりませんよと、ぜひそういうことも考えに入れて欲しいということも述べたんですけども、やはりギャップがあるということは、日頃の町長の活動の中でも痛感しているところです。今後、火山なり防災の部分について、それぞれの地域特性がありますので、町長といたしましても、防災の部分について声を上げていきたいと思っているところです。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 10時25分まで休憩いたします。

休憩宣告（午前10時10分）

再開宣告（午前10時25分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（「はい、議長」の声）

7番、花輪議員。

○7番（花輪政輝議員） 7番議員です。それでは3項目目の今後の電力不足に対する省エネ対策などにつきまして再度伺いたいと存じます。最初に、町民などへの説明要請についてですが、ご答弁で本町はサポート的な立場ですから、7月号の広報に節電ポイントなどを掲載するとの

ご答弁でしたが、多少、本町の施策としましては消極的ではないでしょうか。6月から北電の7%の節電目標対策の為に、北海道14の総合振興局ごとに地域電力自給連絡会がスタートしまして、北電の計画停電を回避するため、一般家庭や事業所に協力を要請し、周知をより一層図るよう、本町も北海道の振興局から要請を受けておられるのではないのでしょうか。もし、仮に計画停電となりましたならば、一般家庭や事業所、各種医療機関や福祉施設、上下水道など、住民生活に支障をきたすのだと懸念を表明しておられる道内自治体もありますが、本町町民は、計画停電となりましても、それぞれ支障や問題はないのでしょうか。JA北海道中央会は、先月29日に記者発表がありまして、農業経営にとっては電気は不可欠だ、特に酪農などは電気が無かったら仕事にならないとか、全農家に一律7%節電なんか困難だという談話が報道されていまして。本町の各種事業所、あるいは町役場が7%の節電が困難となった場合は、この計画停電は実際に懸念されるのではないかと。そうなった場合に本町町民の生活の安心、安全が脅かされてしまうのではないかなと思います。町立病院に関しましては自家発電の設備があるようですが、ほの香あるいは特別養護老人ホームあるいは民間のケアハウスなど、色々福祉関連施設があるのですが、そういったところで実際に計画停電ということになった場合に、非常に問題があるのではないかなと。今後本町の施設あるいは民間事業所、そういったところに対して、本町は積極的に自家発電設備の普及、補助あるいは町民の省エネ促進対策、こういったものを積極的に図っていくべきではないでしょうか。再度伺います。

もう1点、地熱を活用することができないかということですが、新聞報道もありました。答弁もありましたが、今月の12日、民間の企業であります王子製紙、大林組が共同で、王子製紙が所有する社有林、美瑛山林と称しているようですが、およそ3,200haでもって地熱発電を事業化させるための共同の調査を実施するという発表報道がありました。既に本町の副町長や商工会長が談話を発表されまして、本町は開発には前向きだと新聞報道ではそのように報道されていまして、果たして環境に対して影響はないのだろうか、というような報道がありました。今後、民間企業が開発を予定されている地熱発電方法は、本町の他にも上川町あるいは標津町、足寄町あるいは札幌市や赤井川村など6つの地域が候補としてあがっているようですが、いずれも新聞報道では、環境面などから開発がなかなか進まないのではないだろうか。しかしながら、王子製紙あるいは大林組の共同体が8月にも調査を開始して、年内に事業化の見通しの有無を判断するのだというような見通しなのだそうです。本町の考えはどのようにお持ちなのでしょうか。伺いたいと存じます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再質にお答えをいたします。節電ということでありまして、町といたしましてもやはり節電という今大きな社会的な課題になってるわけですから、それを美瑛町行

政としても、また町民の方々にも率先して取り組んでいただきたい。またそういう環境をつくるために努力をしたいという考え方については、他の町村も含めて変わらないと判断をしています。ただ、電力の部分については、情報等については町村では皆さんと同じように新聞で見る程度の情報しか実は無いわけであります。どうも見えきらないのは、例えばこの電力が不足するという火力発電の修理を試みたり、どうもちょっと分かんないのです。何をどんなふう考えているのか。見ている所としますと、原子力発電については非常に国の税金が投入されていますから、電力会社としては原子力に戻りたいという考え方があるのだと思うのです。ですから節電、電気を止めるとかというようなことも言うものですから、我々が中に入ってしまった住民の方々の何かこう情報を折り曲げてしまうようなことがあってはいけないのだと思ってます。ですから我々としては適切な、客観的な情報を持って、その情報に対応できるだけの行動をしていくことが、行政としては正しいのではないかと考えています。そんな面から、町としましては、住民の方々に広報等を通じて、節電の要請について、こういったことがあり、こういった手法によって節電も可能であるし、また冬は別として、7月から9月、この期間についてはこういう形で心配されてますよということをお知らせをして、それぞれ住民の方と一緒に節電についての義務を果たしていきたいと考えていますが、やはり恐れているのは、そういった原子力を再開したい、そのために世論を動かす、その一環として行政が何か踊らされてしまって、一体何だったのだというようなことになってしまったら、私どもとしては大変遺憾な結果になってしまうかなと心配をしています。実はがれき処理なんかも、どんどんどんがれき処理を受けると、各町に色んなプレッシャーをかけて、新聞からは、各町がアンケートを取られて、受け入れるのか受け入れないのかと、実際に苦小牧が受け入れると言ったら、今度はごみがないと、持ってくるごみがないよという話で、これはとんでもない話ですよ。ですから、やはりそういう部分について情報をしっかり、はっきりした形で我々が受けとめられるような客観的なものを我々も見たいと踊らされてしまうということがあります。ただ、花輪議員さん言われるように節電は重要なことです。今年については、夏も冬もそういうことだと思いますから、ここの部分については町としてもできるだけことをしていきたいと思っています。役場の取り組みなんかは、総務課長を中心に今までも大分進めてきてますので、美瑛町でこれはということを出すのはなかなかできない部分も、まどろっこしいような部分もあるかと思いますが、そういった状況であるということをご理解をいただきたいと思っています。決しておろそかにしてるという考えではありませんので、ぜひご理解いただきたいと思っています。

それから地熱の関係については、先日大林組さんと王子製紙さんが美瑛町の役場の方に寄っていかれました。内容を聞きますと、土地については王子製紙さんの持っている土地です。それから、白金温泉の泉源から10数キロ離れた場所です。そして火山の噴火等からもある程度

防災できる場所です。そんな面から、町としては拒否権等については基本的にはない状況ですが、やはりこういった開発をやっていくということになれば町にも賛同をいただきながら取り組むということが基本だからということでお出でをいただきました。町といたしましては、地元の方々に対してのご理解ですとか、こういった部分については今、一時調査ということで、実際に土地を掘ったりすることは今回の調査ではありません。計測器を使って上から測ってみるとか、地層を測って地層図を作ってみるとか、そういう調査らしいです。そして、その調査が終わって可能性が高いということであれば、次の段階に入りますので、その調査の結果が出て、もし次の調査で実際に現地を手を付けながら調査するという二次調査になれば、その時には私どもも地元の方なり議員の皆さん方なり、広報等でそういった部分についての情報提供はさせていただきたいと思っておりますが、今のところそういう状況だということでご理解をいただきたいと思っております。地図で見ますと白金温泉の白金のゲートからちょっと離れたところに、ぽつんと熱の高い地域があります。その地域は王子製紙さんの持っている土地の中にありまして、王子製紙さんとしても今の時代の中で地熱発電というのは有効なエネルギー源なので、調査しても可能ならばここでやっていきたいということで提案をいただいところであり、町としても今のところ反対をする何ものもありませんので、よく情報は町にいただきたいと、町の方から町民の方々なり地域の方々にご理解をいただけるような体制、また協議をするような体制は協力しますよというお話をさせていただいたところです。

○議長（齊藤 正議員） 7番議員の質問を終わります。

次に、2番森平真也議員。

（「はい」の声）

2番森平議員。

（2番 森平真也議員 登壇）

○2番（森平真也議員） 2番森平です。まず質問事項の1、住民参加のまちづくりに向けてということです。

本町では「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」を平成15年に施行し、まちづくりへの町民参加と住み良いまちの実現に向けて取組みを行っています。この条例は、まちづくりへの本町の基本姿勢を謳い、行政、町民それぞれの役割、町民意見等の把握や反映、まちづくりの評価、情報公開などについて示し、まちづくりを行っていくための重要な指針でもあります。しかしながら、条例制定から9年が経過し、「町民全体でまちづくりを行っていこう」という大きな目標に向かって、これからも取り組んでいくことは当然ですが、現実的な課題が多く出て来ているのではないのでしょうか。

この「住み良いまち美瑛をみんなで作る条例」の運用状況について町長に伺います。

まず1点目、第6条（町民への情報提供）において、「町の機関は、町民がまちづくりに参加

できるよう、必要な行政情報を積極的に町民に提供します。」とありますが、まちづくりに参加するための情報が、どのように提供されているのでしょうか。

2点目、第10条（町民意見等の把握）において、①町民コメント制度、②まちづくり町民集会、③その他必要な町民意見等の把握に取り組み、町民が意見等を出しやすい体制づくりに努めるとありますが、これらの実施状況と、その意見がどのように施策、事業に反映されたのでしょうか。

3点目、第16条（まちづくりの評価）および第17条（評価の公表）において、まちづくりの評価を行うことと、政策、事業等の目標や成果を町民にわかりやすく示すとありますが、どのように示され伝えられたのでしょうか。

質問事項の2であります。広報政策についてです。行政運営における広報は、生活に必要な情報を住民へ伝えるだけではなく、行政と町民の架け橋として信頼関係を構築するなど、まちづくりに重要な役割を果たしていることは言うまでもありません。また、美瑛の情報を積極的に外へ発信することで、新たな人の交流やビジネスが生まれるなど、大きな効果が期待されます。

本町では、月1回の広報誌の発行、ホームページでの情報掲載、防災無線を利用した放送などで広報を行っていますが、町の事業や活動が町民へ十分に伝わっていない、また外に向けても十分な情報発信ができていないのではないのでしょうか。

全国では、様々なツールを活用し、戦略的な広報活動を行う自治体が増えている中で、本町の「まちづくり総合計画」あるいは、「町政執行方針」の中でも、広報についての考え方は述べられていません。そこで、広報のあり方について、町長に2点伺います。

1点目、地域住民の暮らしに必要な情報を発信することはもちろんですが、全国や世界に向けて本町の魅力を発信するなど、本町のような町だからこそ戦略的な広報政策が必要と思いますが、考えを伺います。

2点目、リアルタイムな情報発信と、双方向での交流が可能な、ソーシャルネットワーキングサービスいわゆるSNSなど新たなメディアを活用した広報を積極的に行っていくべきと思いますが、考えを伺います。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（齊藤 正議員） 2番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲議員 登壇）

○町長（浜田 哲君） 2番森平議員よりの一般質問に2点答弁を申し上げます。

まず1点目、住民参加のまちづくりに向けてということです。「住み良いまち美瑛をみんなで

つくる条例」につきましては、先人たちがたゆまぬ努力と創意で築いた、美瑛の発展を引き継ぎ、行政は、「まちづくり」を町民の意思に基づいてなされることを認識すること、また町民の責務についても掲げております。

1点目の町民への情報提供についてのご質問ですが、情報発信といたしましては、町広報誌・防災無線をはじめ、ホームページなど町民の皆さんに随時情報提供しているところです。また、行政区長・町内会長会議を開催し、皆さまにお集まりいただき直接情報を提供させていただいていますし、図書館などで本町の予算や決算などの情報を収集出来るような体制になっています。更には、要望をいただいた行政区や町内会に出向き情報の提供また収集も行っています。いずれにいたしましても、様々な機会に情報提供できる体制を整えているところです。

2点目の町民コメント制度・まちづくり町民集会・町民意見等の把握や意見の出しやすい体制など町民の意見が施策や事業に反映されたかのご質問でありますけれども、条例の主旨からも町民の方々から意見・提案をいただくことは、大変重要なことと考えています。これらのご意見の把握は、各委員会での協議を始めアンケート調査などを行い各種の計画書の策定や公共施設の整備に反映をさせていただいているところです。また、まちづくり懇談会を行政区ごと地域にお邪魔し、地域の課題や本町の事務事業に対して意見を伺っていますし、直接意見を言えない方には、庁舎1階に意見を書き投函できる箱も用意をさせていただいています。私どもは、どのような時でも意見を聞きくことができる体制づくりが重要であると考えており、今後ツイッターなど導入することについても検討させてはいますが、互いに顔が見え意見交換ができることが基本的には良いものと考えています。まちづくり町民集会につきましては、条例にもありますが「幅広く意見を聞くため特に必要と認めた場合」と記してありますように、例えば、住民投票制度が必要な場合の条件整備や、町の運営を左右するような案件があった場合などを適用するものと考えています。今日まで開催したことはありません。いずれにいたしましても、まちづくり計画や施設整備など様々な事業に意見を取り入れ、議会の承認をいただきまして、本町の発展に努めているところです。

3点目のまちづくり評価をどのように示しているかのご質問ですが、現在、ホームページで公表しています。今後、広報誌等での公表も検討したいと考えているところです。

続きまして質問の2、広報政策についてです。本町の広報に関する発信手段については、広報誌「丘のまちびえい」、ホームページ、防災行政無線などを通じ、行政に関する施策や事業活動、イベント情報などについて、幅広く町民にお知らせをさせていただいています。

月一回発行の広報誌は、常時、読みやすく解りやすい紙面作りに努めており、本年5月号からは、文字のポイントを大きくし、読みやすくしたところです。また、町民からの意見、要望については、可能な限り速やかに改善して、町の施策、活動を解りやすく伝え、行政と町民をつなぐ広報誌としての役割を適切に果たしているものと思っているところであり、これからも、

町づくりに関するボランティア活動や行政と町民との協働活動、公共工事の成果状況について紹介していくなど、幅広く広報誌に掲載して紙面内容の充実を図ってまいりたいと考えています。ホームページでは、広報誌よりも迅速に情報を発信できることの有利性を活かして、その日の出来事や最新の行政に関する情報をその都度更新し、現在、一日当たり延べ1千人位の方が閲覧されています。

防災行政無線では、町内の全世帯に向けて、イベントのお知らせや災害などの緊急情報を主に放送しています。従って、広報に関しては、これらの発信手段を併用して、町の施策事業や活動など、町民の暮らしに必要な情報を的確にお知らせできているものと考えています。

1点目の戦略的な広報施策についての質問ですが、新たな情報発信手段として、現在、注目されているソーシャルネットワーキングサービス（SNS）については、町観光協会がツイッターやフェイスブックを利用して、観光やイベント情報を中心に、町内外に向けて町の魅力を書き込み、きめ細やかに発信しています。また、平成25年度実施予定の役場機構改革では、窓口の一本化をはじめ、東京事務所の設置について検討しており、よりきめ細やかな情報の収集と発信に努めてまいります。

2点目の新たなメディアを活用した広報活動についてですが、行政に関するリアルタイムな情報発信、情報コミュニケーションの必要性については十分に理解できるものですが、現行のソーシャルネットワーキングサービスについては、民間企業のサーバにデータが保管されることや閲覧者からの書き込みへの対応など、行政の性格上課題等も多くあると考えていますので、既に利用している他の自治体の意見も参考にしながら検討をしていきたいと考えており、今年度、新たに設立する仮称「丘のまち活性化協会」の中で「丘のまちびえい」の魅力を産業の活性化などに連動させることなどを目的に、情報発信ができるか更に検討してまいりたいと考えているところです。以上です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい2番森平議員。

○2番（森平真也議員） 2番森平です。まず、質問事項1、住民参加のまちづくりに向けてという部分で再質問をさせていただきます。今回3点を質問させていただきましたが、情報提供、町民の意見の把握、事業評価、それぞれ条例に基づいて、様々な取り組みを行っているということは理解をしています。ただいまの答弁をお伺いしますと、まちづくりへの住民参加に十分取り組んでるというお答えなのだと理解をいたしました。私もそれは間違いではないと思います。しかし、大切なのは、町行政がまちづくりに住民が参加するために十分取り組んでいるか、町が十分に取り組んでいるかということではなくて、町民にとって参加しやすい機会が与えられて、十分な機能が果たしているかどうかということではないのでしょうか。そこで、2点伺いたいと思います。行政の立場ではなく、町民の目線に立って考えたときでも住民参加のまちづ

くりへの体制は十分であると考えていらっしゃるのでしょうか。2点目ですが、町長としてまちづくりへの政策づくり、それから政治的な判断をするに当たって、現状の町民のまちづくりへの参加状況で十分その役割を果たしていると感じていらっしゃるのでしょうか。この2点を伺いたいと思います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) はい、再質に答弁を申し上げます。住民参加というまちづくりを掲げて条例等整備をさせていただいたところであり、その条例に基づいてまちづくりを進めているところでもあります。色んな判断の仕方はあると思っておりますが、町長としてこういう住民参加をしながら、行政運営、まちづくりをしていくということの色んな意味での難しさというものはいろんな面で痛感しているところです。この辺は理解をしていただける部分もあると思うのですが。私民間出の町長ですから、そういう意味で私自身が民間にいる時にどんなふうに、先ほど町民の立場でということによく考えるのです。私自身が民間で、例えば朝早く7時前から仕事して、夜8時も9時もなって家に帰ってきて、まちづくりに住民参加だよと言われて、一体どんなことだったのかとよく考えることはあります。それで私のまちづくりの参加とか住民が主体ということの意味合いを少しだけお伝えさせていただきたいと思います。私は美瑛町のまちづくりで1番基本になる部分については、やはり住民の方々がそれぞれ生活をし、仕事をし、子供を育て、そして色んなところで娯楽をしたり、お酒を飲んだり、家庭を作ったり、まずそこがまちづくりの基本だと思っています。ですから、農家の方々が継続的に農業をやっている、商工業の方々が商業を営んで町の中で商業をやっている。会社で働いている方が会社の中に入って働いている。その中で美瑛町の町が維持されていく、まちづくりの基本というのはやはりそこにあるのだらうと思っています。ですから、まずは住民の方々に安心して暮らしていただける、またなかなか経済環境も厳しいわけではありますが、こういう中で町の人達が本当に美瑛町に住んでいきたいという方々に対しての思いを我々も少しでも実現できるような、そういう町でありたいと基本的には考えています。そういう中から、しかし一方では、美瑛町のまちづくり、まちをつくるということは協働の場をつくるということです。これをコミュニティという言い方をすればそうなのかもしれませんが、協働で例えば、昔は集落なり、交通とか情報とかが一応狭い範囲で成り立ってましたから、集落とかそういったところでコミュニティがつくられて、地域が運営されてきました。しかし今はどんどん広がって、例えば今のフェイスブックとかそういったことになると、地域がいろんな面で拡散をしてしまうわけです。情報取るにも東京から直接情報を取れる。海外からも直接情報を取れる。行こうと思えば、海外にも行けるという状況ですから、美瑛の町なり集落なりで地域を守っていこうと言っても、それは時代の中で許されることではない。それが可能かどうかということをお聞きすること自体が厳

しい状況になってきてるのではないかと思います。そういう面から、美瑛のまちづくりをしていくということは、そういう大きな社会的な変化の中で、町民の方々が安心して暮らしていただける中で、しかしまちづくり、協働の場としてのまちをつくろうと、それがやはり行政の大きな一つの役割だと思います。そういう部分に住民の方々にさらにまた参加をお願いするわけですから、私どもは住民の方々に誠意を尽くし、思いを尽くして、そして何とか美瑛町は住んでる方々が共有して美しいまちであったり、それから住みよい町であったり、教育や文化がそこで培われていく。そういう場をつくりましょうという問いかけをしていくことが必要だと思ってます。そこにこの条例がやはり大きな役割を果たしていくのだと思ってますから、住民という立場からすれば、今のまちづくりの住民参加という部分について、それが全部できてるのかということになってきますと、住民からすれば、参加してくれということ言えば言うほど、それはやはり大きな荷物、背負いきれない荷物を背負うことですから、その部分では例えば図書館の運営に係る部分については図書館の荷物を背負っていただける、荷物という言い方おかしいですけども、図書館のまちづくりを担っている方々に参加いただく、イベントに関係するものであれば、イベントという部分に対して興味を持って参加していただく方に協力をいただく、そういう柔軟な体制が必要ではないかと思っています。私といたしましては、町民の方々に美瑛町が本当に良い町だなと多くの方々の思っただき、それを外国へ行っても東京へ行ってもどこに行っても、美瑛町はこんなに良い町だと言えるようなまちづくりを皆さん方と一緒にやっていきたいとそんな思いをしているところです。ですから、十分かどうかという部分については住民の方々、俺もこういうものに参加したいと言った時に、参加の場を我々が一緒になって作っていける、また提供できるようなそういう住民参加でありたいと考えています。

それから、政策の判断で町長はどのような形で情報を得て判断しているかということですが、この辺についてはやはり色々誤解なり、私自身もこの段階で判断していいのかなと思悩むことは多々あります。その部分については、議会の皆さんもこの間の議会でも色々論議させていただいてる中で、町長の判断が独断であるとか、町長の判断を少し決断力がないとか色々言われるところがありますが、私としては町民としてこうありたいという思いで町長になったわけですから、町民の方々にこれはもうここまで町民の方々と話しをし、意見を聞いて、これは町民のためになる、美瑛町のためになると私自身が判断した段階では、町長の判断として役場の職員にもこの判断でいくということをおっしゃっていただいていると。少し抽象的ではありますが、これは数値では判断できることではないと思いますが、判断基準はそういう判断で進めているところです。

(「はい、議長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、ただいまの答弁に少し質問させていただきたいと思います。今、丁寧なご答弁で町長の思い、それから難しさというのも本当に理解のできることだと思います。その一方で、条例に基づいて色んな形でまちづくりの取り組みを行っているという中で、質問の趣旨を理解していただくために図書館建設を、最も最近で住民の意見を求めた事例ではないかなと思うのですが、ちょっとお話をさせていただきます。

図書館建設にあたって全町民に向けてアンケートが配布されまして、約150件ぐらいの回答があったと記憶をしています。その設問の一つですが、80%以上の人の方が現在の場所の方が適切であると回答していました。その他にも、今ある施設を有効に活用すべきじゃないかとか、町民センターに併設したらいい等と様々な意見があったと記憶しています。しかし、結果として新たな場所に建設をされました。当然、行政としてさまざまな事情があって、現在の場所に建設されたということは理解します。しかし、アンケートを書いたけれどもその結果がどこでどうなったかそんなのもわからずに、ある日突然図書館があつた場所に完成してしまつては、せっかく思いを持ってまちづくりに参加をしようとアンケートを書いた人たちがまちづくりに参加できたという実感が持てないのではないかなと思います。もし意見を聞いたのであれば、その結果がどうなったのか、それからどういう意思決定がなされたのかということの説明してあげることで、まちづくりに参加できたのだということを実感できるのではないかなと思います。それともう一つなのですが、平成22年8月にまちづくり委員会があつたのですが、当時私も委員の1人でありました。その際に図書館の建設についての説明もあつたと、当時八木議員が委員長でいまして、角和議員も委員であつたと。様々な意見が委員から出されまして、委員会の結論としては、図書館の建設だけではなくて完成するまで色んなこと、利用の内容、運営方法も今後も諮問してほしいと提言をしていました。その後この委員会でのこの提言というのはどう取り扱われたのでしょうか。そしてその後オープンの経過は委員会に本当に諮問されたのかなと。色々調べたのですが、その後まちづくり委員会で図書館が議題に上がったということはなかったようです。一つの例を挙げたのですが、まちづくりに参加したはずのまちづくり委員でさえ、この図書館建設というまちづくりの事業に参加できたという実感は私にはありませんでした。八木議員、角和議員も同じように感じているのではないかなと思います。いくらまちづくりに参加しようと言っても、参加できていることが実感できなければ長続きはしないと思います。もちろん、自分の言った通りになることを求めているわけでもありませんし、例えば、広報に自分の書いたアンケートの提言が掲載されて、またその回答が返ってくる、そうすることで、町長へ意見が届いた、まちづくりに参加できたという実感できるのではないのでしょうか。今の取り組みが不十分であると思っているわけでもありません。新たなことを積極的にやるべきだというわけでもありません。ただ、今の取り組みの中で、住民がまちづくりに参加を実感できる、お互いにコミュニケーションのとれるようなやり方を実践していただ

ればまちづくりに参加してくれる方がもっと増えてくるのではないかなと思います。最後に、住民が参加を実感できるまちづくりの考え方について、町長にお聞きしたいと思います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 再々質にお答え申し上げますが、図書館を例にして、では住民の参加ということはどうなんだということでご質問をいただきました。図書館の建設にあたりましては、色んな議員さんとの話し合いもしてきたなという思いを実は強く持っている施設です。おかげさまで、多くの方々に使っていただいていることに少し安堵をしているところですが、建設をしたいということで住民の方々にアンケート等を最初にまずとったわけでありましたが、アンケートをとるということは、住民の方々の意思を問うということでは私はないと思っています。つまり、住民の方々がこの今ある図書館にどのような考え方をしているか、どのように見ているかという状況把握の手段であります。ですからそのアンケートをとるということについてはまず我々が建てるという部分で1番基本的な住民の方々がどのように考えて、どのように今の図書館を見てらるだろうということを調査するということでもあります。これは投票でも何でもありませんし、アンケートであります。アンケートで、例えば今の現状地が1番いいということですが、当然我々も図書館を新しく建てる時に基本的には現状地をどうだという前提があるわけです。そうするとアンケートをとるときに他の土地でどうでしょう、この土地でどうでしょうというのはやれないわけです。つまり今の状況で皆さん方はどう思いますかということを行います。例えば意思決定を問うのであれば、他の場所を用意したのでここはどうですかと、そうすると議会が不要になります。そういうことを我々がやったら議員の皆さん方果たして町長何やってるのだと、私は言われると思います。ですから我々はアンケートというのは住民参加というよりも、住民の参加も色んな形があると思います。思いを伝える、それから意思を言う、それから活動をする、それから自分たちが何か作品を作って物を販売したとかそういうことも、そういう住民参加のレベルは色々あります。このアンケートという部分にはそういった形でアンケートをとらせていただいたということで、私も実は相当その建設の部分について現地にこだわりました。私が1番役場の中ではこだわったと思います。その土地の用地の買収等も含めて、一体どの程度で用地が手に入るんだということも相当議論しました。しかし、やはり地域に住んでる方々の思いが1番中心ですから、個々の部分についてアンケートをとった後に色々な論議をする中で、建設の部分については非常に状況が厳しいというものが出てきたわけです。ただ、それを広報で言えますか。用地を取得するのに用地をとれなかったということと言えますか。それを言ったら今度はそれに応じなかった人はどうなりますか。あそこがいいのに用地はあいつがとかっていうことになるわけです。ですから我々としてはその図書館の建設をするにあたって、用地を選定するにあたって色んな方々への配慮があって、やらざるを得ないと

いうことであります。それから図書館を建設する用地の購入につきましても、現在地ではなかなか厳しいという中で、我々職員も含めて色んな検討をする中で情報を得て、その次の段階としてあの土地の話がありました。しかし土地の部分については非常に課題、地主の方々だとか、ほかに権利を持っている方々の分もありますし、そういう部分ではそこにすぐこうだということとはなかなか言い切れない状況でありますから、内々で色んなことを情報交換して、その権利の部分について土地の持ち主の方にはどうやっていただける、そんなことが色々あるわけです。ですから、議員は情報をすべて明らかにしてと言うけども、当然明らかにできない個人情報とすとか、交渉上の情報というものがあります。ここはぜひご理解をいただいて、町長というのはその部分を通してながら、町にとってでは図書館がどこに建てるのが1番いいのだろうということを判断せざるを得ないわけです。ですから、住民の方々のアンケートをいただき、また教育委員会、まちづくり委員会のお話をいただき、そしてこの用地でという部分については、色んな紆余曲折があるということでその判断についてもただ簡単に町長がここにしますからということではきたものではないということだけはぜひご理解をいただきたいと思います。ただ、議員のご指摘のとおり、住民の方からアンケートに俺はこう書いたのに何故あそこに立ったのだという部分について説明が不足してる部分があるとすれば、その部分については私も認めざるを得ないところもありますが、しかし、すべて何かこうこうだからということは説明しきれないということも是非ご理解をいただきたいと思います。

まちづくり委員会の関係でありますけども、まちづくり委員会は町長の諮問機関として、条例上の設置をさせていただいてご意見なりをいただいています。この部分については委員会で決定権があるということではありません。当然議会で提案をさせていただく、我々の提案内容が住民の方々にある程度こう理解をしていただいている、その前段で判断となる委員会でありますから、この委員会の方々は我々はある程度情報は町民の方々の広報に載せるよりも情報は出しています。そういった中で、委員会の方々にご意見をいただいて、景観審議会もそうですが、そういった運営をさせていただいているところです。これも条例等規則に基づいてまちづくり委員会を運営することになりますが、今後もこの情報をどう出して、そして住民の方々にまちづくりに参加、協力していただくかということとはなかなか難しいものがあるのだとぜひご理解をいただきたいと思いますが、私も情報を出して町民の方々のお話をいただくということについては非常に最優先の課題だと思ってますので、今後とも後程広報等のお話もありますので、そういった中でも色々話をさせていただきたいと思っています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、ありがとうございました。それでは質問を変えます。

質問事項の2の広報政策についてというところで再質問させていただきます。最初に誤解の

ないように説明をさせていただきたいのですが、今の広報が少ない人員の中で職員の皆さんが一生懸命取り組んで色々な形で情報発信しているということは理解をしていますし、評価もしています。今回は、より良い広報とは何かということ町長と一緒に考えていきたいなということで質問をさせていただいているということをご理解いただければと思います。

今一度、広報の役割を確認しますが、町民にとって必要な情報を提供するというだけではいけないのかなと思います。しかし、今の現状を見ますと行政が伝えたい情報を伝えているという状況になっているのではないのかなと感じます。行政側で町民に伝える必要がないと判断している情報でも、その中でも町民が知りたいと思っていることがほかにもいっぱいあるのかもしれない。それは私にもわかりません。それでも本当に町民が何を知りたがっているかということ調査したことはあるのでしょうか。伝えていくという努力も必要ですけれども、町民にとって必要な情報は何なのかということを知る努力も必要なのではないでしょうか。非常に難しい問題だと思います。簡単にできることではないと思います。それでも広報は行政と町民を結ぶ本当に大切なものだと思います。これら町民が求める情報とは何か、そしてどう進めていくべきかということについて町長の考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 広報の政策について、町長がということでもありますけれども、広報の部分については非常に性格的に、私も難しいところがあるなと思いながら職員の方々に広報を作ってもらってます。これはですね、町長の宣伝の雑誌とかそういうものと一緒にされると大変なことになりますので、そういう意味では、町長がどう関わるかということについては、非常にナイーブなところがあります。役場の職員としては、広報を担当するものは客観的に言えど、常に客観的に町長の何か応援団だとか町長の政策のセールスマンだとか、そんなものにはなっていないという強い思いは実はやはり強くあると思ってます。それは私も日頃からその面については感じています。それに対して私の方から何かこうこれはどうしても載せてくれとか、そういった部分で町長の宣伝となるような形での運用というのはすべきではないという判断をしています。ですから職員もその部分では非常に判断を色々な形で、難しい面も持ちながら広報を作っているところがあるとご理解いただきたいと思います。当然住民の方の活動でも知られたくないものを出したとなると大変になりますので、そういった部分で旭川で出されているような、取材もしないで色々なことを書くような雑誌とは全く性格が違うということでご理解をいただいていると思います。

しかしそんな中でも一方で、私の方から実はこの1か月間に広報に対して2点ほど注文を出しました。1つはボランティアの方々の活動です。まちづくりが非常にそのボランティアの方々に多く依存している福祉、教育、イベントでもそうですし、まちづくり全般、色々なことでボ

ランティアの方々に協力、お力をいただいている。そのボランティアの活動をもっともっと広報で載せてくれと、広報で見てもらってくれという話しを1つしました。それからもう1つは、町の事業、例えば公園をつくったですとか、道路をつくったですとか、そういったものをもっともっと町民の方々に宣伝をしてくれと、図書館なんかかなりそういうものでは載せていたようでありますけども。例えば、美瑛町外から人が来ます。そして美瑛町に来たときに、美瑛町の町民が、例えば、青い池に駐車場ができたよと、その駐車場はどんなふうに運用されてるといふのを広報で読めば、町外から来た人に聞かれてもこういうふうに駐車場はありますよと、実は言えるんです。ですけどもそういった部分を行政の中で工事やって作ったよ作ったよと言っているだけでは、住民の方からすればどうやって使っているのか、どんなふうに使われているのかわからないところもありますから、やはり美瑛の町の人がそれぞれ美瑛の町のことを多くの方々に知っていただける、また説明するそういう材料としても広報は使っていく必要があるのではないかと、そんなことを私の方からは検討してくれということをお願いをいたしました。

広報政策の部分について、住民の方々からも色んなご意見をいただきながらということでもありますけども、どんな情報をとということになりますと、それぞれ住民の方々に色んな思いはあります。観光に携わる方は観光のことを、福祉に関わることは福祉のこと、色々あると思いますので、そういった部分をご意見をいただいたからといって100%なり対応することは非常に難しいことでもありますし、広報という公の情報を発表する機関でありますから、個人情報なり個人の思いを実現する場ではありませんので、そういった部分について十分に考えながら今後も住民の方々の活動なり、住民の地域の在りよう、地域の現在そういったものを報道する場にしていきたいと、それから福祉とか教育といった部分についての活動等も報告をさせていただくような場にしていきたいと思っています。

他の部分で、例えば、ソーシャルネットワーク、フェイスブックなどの活用については、今企業でもこの取り組みが非常に大きな戦略として位置付けられています。それで、例えば美瑛町のまちづくりの中で丘のまちびえいが実は、色んな方々においでをいただけるようになったというのは、フェイスブックはありませんでしたけども、口コミの部分非常に大きいと思っています。つまり宣伝料を出して宣伝したものについては、住民の方々や見る方々は宣伝料を出して見ている広告だからこれはもう出してる方の傾いた情報だとわかるわけではありますが、口コミですとかフェイスブックになりますと、これは本当にそこで感じたことが伝わっていくわけですから生の情報になります。こういった情報をどうまちづくりに生かしていくかということについては大きな検討課題だと思っていますので、活性化のための組織を運営する中でこういったものの活用について真剣に取り組んでいきたいと思っていますところ です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、2番森平議員。

○2番(森平真也議員) はい、2番森平です。非常に難しいということは私も理解しています。今回広報の質問をしたというのは、私は情報が少ないだとか他の町村でやってるから流行りのやつをやったらいいのではないかということ言ってるわけではございません。先ほどもお話したのですが、町の広報の役割として、町民が何を知りたがっているのだらうと、それから多くの人にもっと美瑛のことを知ってもらうためにはどうしたらいいだらうとか、また、例えば広報誌を手にとって読まない若い人たちにももっと情報を知って欲しいというためにはどうしたらいいだらうとか、リアルタイムな情報を出していきたいのだけどうしたらいいだらうとか、そういうことを町民の目線に立って町民の知りたい情報をどう伝えていこうかということ日々考えていけば、自然と新たな今言った情報メディアにチャレンジしていくということを感じていくのではないかなと思いますので、他の町村でやってるとか町民から言われたからやるとかそういった次元ではないと思います。中味の情報も試行錯誤しながら町民のニーズ、要望を把握していけば町民の生活に有益な情報が伝えられていくと思います。大切なのはどういう取り組みをやってるかということではなくて、広報というものが町にとってなぜ必要なのか。町民は何を知りたがっているのか、町が成長するために外に向けてどんな情報を出していかなければならないのか。それらを効率的に発信をするためにどのような方法をとらなければいけないのかという原点に立って考えて、その中には今おっしゃったようなメリットそれからデメリット、時にはリスクというのもあるかと思います。先ほど町長の立場でなかなか難しいとおっしゃいましたけれども、それらを考慮しながら職員に向けて広報の役割と方針を示せるのは町長だけなのかなと思います。最後に広報に対する町長の思いを質問して終わりたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 実は、森平議員さんからこの広報の質問をいただいたことについて私は大変嬉しく思っています。情報を共有するという事は大事なことですし、広報の役割としては行政なりそのサービスを提供する側の情報を出すということと、それから今言われたように情報を受ける側の立場に立って必要とされる情報を出すということと両面があると思っています。そういう面では広報も今後も受け手が求める情報と、出す手が出したい情報と、そういったものを両方鑑みながら美瑛町が情報について多く住民の方々に提供していく、また、まちづくり等の住民の方々のそういう取り組みが広報の中でどんどんどんどん見ていただけるような、そういう広報でありたいなと思っていますので、少し企画していることも今まだ役場の政策調整室やなんかのところを通らないと実現しませんので、今後提案したいと思っていますので、その町民の方々に楽しんで見ていただきながら、しかし一方で有益な情報があると、そういう広報を作っていきたいと思っています。

実はフェイスブックなんかでも色々やっているとところの調査もしたのですが、フェイスブックなんかでオープンにしますと、町外の方々の意見の方が多いらしいですね。町内の人よりも町外の方が色々言って、あそこはこうだとか、それに時間とお金を費やすことが一体どうなのかというようなことも疑問点としてはやはりあるわけでありまして。そうするとやはり目的のある活性化ですとかそういった部分からフェイスブックとかそういったものを活用していくという中で、町外の方々も色々情報交換をしてくると、そういう色々な立場づくりとか組織の中の部門を設定していくことも重要なことではないかなと思いつつながら今後取り組んでいきたいと考えています。広報については情報を得られる方と出す方との両方のことを考えながら、適正な広報づくりに今後も取り組んでいきたいと考えています。

○議長（齊藤 正議員） はい、2番議員の質問を終わります。次に、9番穂積力議員。

（「はい」の声）

はい、9番穂積議員。

（9番 穂積 力議員 登壇）

○9番（穂積 力議員） 9番穂積力。質問事項、若い人がふれあう事業の推進について。質問の要旨、相手は教育長です。先日、美瑛町に嫁いだ方と話をする機会がありました。その方の話で、美瑛町の良いところの一つとして、「大きな町と違い人口約1万人の町は、行政の目が行き届き良いと思います。」と言っていました。私も、そうなんだと、その時は一緒に喜んでましたが、本当にそうだろうかと考えています。

昔の話ですが、40年以上前、正確には45年ぐらいになるかな、人口が今の倍の約2万人以上いたころでも、今より行政の目が行き届いていたと思うのは私だけでしょうか。中でも、青年活動はもとより、当時は、公民館事業で「農業青年学級」というものがあり、私は農作業の合間に、その青年学級に喜んで参加をしたものです。その事業を通して、一人ひとりを大切にしてくれた役場職員に感謝するだけでなく、いつまでも美瑛町に住み続けたいと思いました。

時代は流れていますので、同じことは求めません。しかし、町が中心になって、美瑛町に住んでいる若者世代の人が、美瑛をもっと好きになり、この先ずっと美瑛に住み続けたいくなるようなふれあい事業を積極的に行うべきではないでしょうか。教育長の考えを伺います。

○議長（齊藤 正議員） 9番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、奥山教育長。

（教育長 奥山 清君 登壇）

○教育長（奥山 清君） おはようございます。質問の内容は若い人がふれあえる事業の推進についてということです。少子高齢化が進む中、地元に残り、住み良い美瑛町のまちづくりの中心を担っていただいております若い人の存在は、美瑛町にとって非常に大きなものがあり、今

後ますますその情熱が必要になってきています。

議員のお話にもありましたとおり、過去には公民館事業で青年学級などを実施し、公民館が中心となり社会教育に関する事業を進めてきた経緯もございますが、社会教育の中に生涯学習という概念が導入され、学びの場を提供するだけではなく、新しい公共の精神に基づき町民自らも学び実践する姿勢が求められるなど、社会教育においても変化が現れてきています。

このような時代の流れを受け、本町における青年活動も美瑛町青年会議に加盟する6つの団体が中心となり、会員同士の交流を深めるための新しい種目によるスポーツ交流会の開催、美瑛若者元気応援プロジェクトBeing実行委員会による「食ベコミュ100」を実施するなど、若い人自らが企画・運営し、若者同志がふれあえる事業も芽生えてきており、また、美瑛町日本で最も美しい村づくり協議会などの一員として、研修、交流なども積極的に行ってきています。

これからの生涯学習を推進するために、社会教育の役割が大きく変わるわけではありませんが、自助、共助の精神の醸成を支えるための役割が、社会教育に求められてきており、教育の分野だけでは解決しない場面も多くなってきています。

これらの課題を解決するため、教育委員会を含めた役場内の機構改革が現在検討されておまして、より広い視野に立った事業展開をスムーズに行える体制づくりを行いながら事業を推進していくことが必要であると考えています。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、9番穂積議員。

○9番(穂積 力議員) はい、再質させていただきます。誤解されないために先に言いますが、決して今の生涯学習のやり方がどうのこうのと、感謝こそしても問題があるという発言ではございませんので、そこら辺構えることなく聞いてほしいのですが、かねてより社会教育に関しては、土日、時間に関係なしに色んな面で努力してるというのは私の知るところです。そういった中で、一人一人が本当に大事にされる、例えて言うなら、今決して美瑛町の職員がそうでないという言い方をしてるわけでないのです。今回はもっとそれを期待して私が質問してるのですが、例えばわかりやすく言うと、これは問題ないと思うのですが、今保健センターで先ほども町長が言ったように3町では1番健康診断の受診率が少ないということなんです。私はいつもバリウム飲んで健診を受けてるのですが、今年はやめようって前の日に家族とも話しをして決めてたのです。そしたら保健センターの方から3回電話に着信履歴があって、たまたま昼に私が電話を取ると受診してくださいという優しい問いかけがあって、私も嬉しくなってすぐ行きますよと。今からでも間に合うんですかという形の中で行くことになって、昨日バリウム飲んで、喜んで診察を受けてきたのです。そういった中で向こうから派遣されてくる医師は私の体を見てお前は太ってるからもう少し痩せろと、そしてうちの保健師は何言うか

といたら今のまま太らないで継続するのもすごい努力だと言われて何か嬉しくなって。要するに何を言いたいかというと、そういった一人一人に合ったようなほんの一言でも声をかけるということが、何か目の行き届いた町だなというのを実感するということが今でも実際にあるということを私はこの体で感じて居るのです。そしたら、社会教育の方はないのかっていうとそうではない。やっぱり色々な形の中でそういうふうに行っているのですが、ただ、ここにはこんな人がいる、こっちはこんな人がいる、少なくとも、そういうことには以前と違って、そこまで目が行き届かないのではないかなど。いろんな関係でね。職員が悪いなんて言いませんよ。そういう方向の中で、昔の話の通りやれというわけではないですけど、私は農家を継いだ親に感謝するより役場の職員に感謝したというか、美瑛に留まりたいなと思ったのはそういった私をよく理解してくれる美瑛に居たいなというのが強く感じたというのが今でもそういう気持ちはあるのです。それは具体的に色々な催し物が昔もありました。もちろんそういったような中で、やはり出稼ぎに行くにしても、早く帰って来いよの一声掛けるとか、そういった個人的なことまで私だけでなく多くの声かけというか、どこにどんな人が住んでる、そういうことが社会教育の中ですごく強かったと私は他の仲間にも聞いているのですが、そういった夢というか私は幸せな環境で経過したと。いずれにしても、出稼ぎから帰ってきたら帰ってきたよと役場職員に報告したものです。私だけかなっていったらそうでないのです。そういったようなことを今そうしろということではないのですが、そういった余裕の持てる職員がいてもいいのではないかと。要するに、忙しいから疲れたときに集いに来いって言ったら出て来ない人もあるかと思いますが。要するにどうしてなんだと電話がかけれるぐらいの、手間と暇がかかるのはわかるのですが、美瑛町のこれからの今結婚していない人がものすごくたくさんいるということを何とかしようということを考える前に、喜んでそういった集いに出るような、親身になって動けるような環境づくりが私は急務だなと感じるわけです。今が悪いというのではなく、なお一層前に進むためにということで、くどくなりますけど重ねて言いたいのは、私自身もそういう幸せな環境で育っています。もちろん今でも幸せだと思っています。保健師から健診に行かないと思ったら、健診受けなさいって言われたらやっぱり嬉しいです。本当にそのことで、だからといって絶えず電話をよこせと言う意味ではないですよ、申し訳なかったなという気持ちで一杯です。そういうことを踏まえて、違う分野でもなかなか大変なことだと思うのですが、今後すぐということにはならないと思いますが、そういうことも頭の隅っこに入れて取り組んでもらいたいという私の希望です。

(「はい」の声)

○教育長(奥山 清君) はい、奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) それでは、今の穂積議員さんの再質について、お話をさせていただきたいと思います。議員さんが昔経験されておりました非常にこう地域の中で色々声掛けをして

いただいた、あるいは役場の職員にも自分の動静で色々声掛けをしていただいたというふうなことは、昔私どももそうでしたけども、地域の中でお互いに関心を持つということが非常に強くて、さらに人間関係が非常に濃かったという部分もありましたので、そういう部分も含めて、昔は場合によってはうるさいと思われるような話が出てきたりというようなこともありました。現実的にはそういう中で、逆に関心を持たれてるのかなという部分でそれぞれやはり安心感もあったのではないかなと思います。最近の傾向として私どもは色々事業を進めてる中で、特に生涯学習なんかでも事業を一生懸命にやっております、その中で例えば若い人たちが全員参加してくれる訳ではありませんので、そういう中で実際に参加されてない方がいらっしゃる時にどうしてるかというようなことになると、今ちょっと私ども反省すべきところがあるなという気がしています。ただ、今私どもの体制がそういうものに十分対応できるかどうかという部分は、これから先色々検討していかなければならないところがありますので、今のお話を大切なものとして受け止めて、先ほどもお話ししましたが、役場の中の機構も色々絡んでくる部分もありますので、ぜひそういうことも含めてさらに一層前進していけるようにやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（齊藤 正議員） 9番議員の質問を終わります。次に11番角和浩幸議員
（「はい」の声）

11番角和議員。

（11番 角和浩幸議員 登壇）

○11番（角和浩幸議員） 11番角和です。第1点目、農業施策の方針についてです。いうまでもなく、農業は本町の基幹産業であるのはもちろんのこと、観光の面からも「丘のまち」の景観をかたちづくる重要な役割を担っています。農業の振興なくして美瑛の発展はないと言うことができます。

その農業ですが、本町も他の自治体同様、後継者の確保が課題になってきています。農地面積が一定であるのに対して、農業者人口が減少していくとなると、農業のあり方、営農の仕方そのものが変わっていかざるをえなくなります。加えて、TPP問題をはじめ外的要因により農業活動が不安定になることも予想されるようになってきました。美瑛の産業、景観を守るためにも、いつ、どのような情勢であろうと、力強い農業が展開できるような施策が必要と考えます。そこで伺います。

今後10年、20年先の本町農業の姿をどのように描いているのでしょうか。農家戸数や農家一戸が所有する農地の面積などについて試算があればお示しください。

また、そのうえで、長期的な視野に立って、どのような農業振興策を推し進めていくのか、また、農業後継者育成についていかがお考えなのかを伺います。

2点目の質問です。町立病院と福祉の連携について。医療は町民の健康を守り、安心して暮

らすことのできるまちづくりの中核と言っても過言ではありません。本町にあっては、町立病院に年間7万人（平成23年度）を超える患者が訪れ、診療治療を受けるなど、健やかに生活を送るための拠点となっています。ただし、病院の運営状況は、医業収益が漸減傾向にあり、患者数も年々減少しています。一方で、町民の年齢構成は高齢化が進行しており、介護をはじめとする高齢者の生活の質を確保したり、高めることも喫緊の課題と言えます。こうしたことから、町立病院も社会情勢の変化に対応した運営が求められると考えます。高齢化が進むと、長期療養やリハビリの重要性が増してきます。通院したくても思うように外出できない高齢者もいるのではないのでしょうか。さらに、町立病院を退院した後、あらたに移る先の病院、施設の確保が難しいという例もあると聞きます。

そこで伺います。今後、町立病院と保健福祉の分野が円滑に結びついた連携が必要ではないでしょうか。医療と福祉を結びつける取り組みについてどのようにお考えでいらっしゃるのかお尋ねさせていただきます。

○議長（齊藤 正議員） 11番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 11番の角和議員さんから2点について町長に質問をいただきました。答弁をさせていただきたいと思えます。

質問事項1、農業施策の方針についてということです。美瑛町の農業は現在約1万2千ヘクタールの耕作面積を有しており、販売農家戸数495戸、平成22年農業センサスですが、水稻、畑作、酪農などの土地利用型農業と、野菜を中心とした集約型農業が展開されています。

現在の農業情勢は、農畜産物の価格低迷と生産資材の高止まりにより農業を取り巻く環境は厳しさを増しており、また国は食料自給率向上を唱える一方、唐突にTPPの参加を打ち出すなど自ら農業政策の混迷を深め、農業者の信頼を失墜させる状況を招いていると思っています。

このような現状の中、本町は基幹産業である農業、美瑛の景観を形成している農地の守り手としての農業者の将来を考え、農家戸数の減少や、経営者の高齢化と担い手不足、農地流動化対策のために、農業の基盤である農地、担い手の確保による「人と農地」の一体化と農業振興策の推進のための、機能と情報を一元化するために平成22年4月にJA美瑛をはじめとする各農業機関と連携し、美瑛町農業振興機構を設立しました。角和議員さんから質問いただいた課題等に対応すべく、農業振興機構を設立したということです。

本町農業の担い手育成は、新規就農者や親元就農者のための研修制度の充実や新規就農支援金、無利子資金の貸付事業などを行い、トマトやアスパラを代表とする集約型農業による団地化、ブランド化を図ろうとしています。

また、農業の法人化などによる経営の効率化や、スリム化などによる経営の安定化、更に農用地の利用調整も改善組合と協力して希望者への提供をよりスムーズに行えるよう取り組んでいるところです。農業政策事業推進については、基本である土づくりを中心に、緑肥事業や堆肥運搬助成などを行っているところです。

本町は美瑛の美しい農業景観と美瑛産の農畜産物を利用した商品開発をJA美瑛や、美瑛物産公社などと協力して民間の技術力を活用し、加工及び販売などの6次産業化を模索し、農畜産物の美瑛ブランド化、都市との交流推進による消費拡大などを行い、魅力のある美瑛の農業づくりを今後とも進めて参りたいと考えているところです。

続きまして質問事項の2ですが、町立病院と福祉の連携についてです。町立病院は、町民の方々が安心して暮らせるよう、地域における医療の確保と良質な医療の提供に努めているところです。

平成23年度の病院利用患者数は、入院・外来合わせて議員ご指摘の通り7万人を超える方にご利用をいただいている状況にありますが、経済環境の悪化などにより受診控えが進み減少傾向にあるとも思われます。受診率向上のため十分な診療への説明、対応、医療の向上に努め、患者本位のサービス提供を進めてまいりたいと考えています。

町民の65歳以上の年齢構成が3割を超えるなかで、町立病院利用の年齢構成でも70歳以上の方々の割合が外来では62.8%、入院では86.7%を占めるなど高齢者の利用割合が増える傾向にあります。

このような状況の中で、在宅療養を行う患者で通院が困難な方を対象に、同意を得ながら訪問診療を実施しているところです。

限りがある常勤医師数、院内での診療がある中で、週1回ですが、慈光園、福祉寮などの入所の方を対象として訪問の診療を実施させていただいているところです。患者数が徐々に増加傾向にありますが、院内診療などの制約もあることから、現体制の中でできる限りの対応をさせていただいている状況です。

一方、町立病院では、一般病棟の届出をしており、入院基本料、在院日数の基準により長期入院患者には、ご理解をいただきながら退院調整をさせていただいている状況です。点数制度がありますから入院日数が長くなってきますと町立病院の診療の点数が下がり収入が減るという国の制度の下で運営をさせていただいています。このような場合、施設連携、福祉サービス連携は、議員ご指摘の通り重要な業務であることから院内に「相談室」を設け、医療機関、福祉機関の相談・調整、福祉サービスの調整に努めているところです。このような患者・家族支援のため、保健福祉行政との連絡調整、情報の共有化など連携を深めているところです。

保健福祉・医療が一体となりながら町民の方々が安心して暮らせる町づくりはこれからも重要な課題と考えており、また、高齢者社会が進行し、町立病院を取り巻く環境が日々変化する

中で、患者サービスの向上を目指すとともに、医療環境・救急医療の充実にも努めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 午後1時まで休憩いたします。

休憩宣告（午前11時48分）

再開宣告（午後 1時00分）

○議長（齊藤 正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（「はい」の声）

はい11番角和議員。

○11番（角和浩幸議員） はい、11番角和でございます。では午前中に引き続きまして、またよろしく願いいたします。では再質問をさせていただきます。まず、質問事項第1項目目の農業施策の方針について再質問させていただきます。午前に質問させていただきましたが、内容は少し何と言いますか漠然としたといえますか、ぼんやりした大きな方向性についてお尋ねをさせていただきました。といえますのも、私は地域の農家の仲間と話をしていると、その農家さんたちがこの先どうなっていくのだろうという、まさにこう漠然とした不安をよく話をされ、耳にする機会があるからです。農家戸数の将来予想というのは難しいのかもしれませんが、もしある程度、10年後このぐらいの人数になるという試算があれば教えていただきたいなと思います。それと、ご答弁によりますと現在は販売農家戸数495戸、耕作面積1万2千ヘクタールということです。単純に面積を戸数で割りますと、1戸当たり24ヘクタールとなります。これがもし将来農家戸数が300戸になったとしますと、1戸当たり40ヘクタールの面積になりまして、1軒の農家が持つ農家の用地というのは拡大に広がっていくわけです。こうなったときに、現在一生懸命やっている営農のスタイルが続けられるのだろうかという思いが農家の中にあるのをよく耳にします。大規模化を進めますと農業機械への投資も必要ですし、作付体系それ自体を変えていかなければならない、そのようなことにも求められます。今、意欲ある若い農業者であっても、果たして将来自分たちだけで大きな農地を支えられるのだろうか、そういう思いを持つということであると思います。もし農地を今の農家が支え切れなくなる、管理し切れなくなりますと、それがすなわち美瑛観光の柱である美しい農村景観を損なわれてしまうということになります。意欲ある若い農家たちは自らの農業の経営として、大丈夫だろうか、どうなるのだろうかという不安と責任を持つのも当然ですが、美瑛の観光資源である農村景観を自分たちが担っているんだと、そういう意識、責任感も強く持っており、それ故の悩みや不安もあるということだと思います。このような現状の中で再質問させていただきますけれども、農家が町行政に求める部分といえますのは明確な農業施策の方向性、これが示されますとこういう方向でいくのかとちょっと安堵したところが出てくるのではないかと思います。それともう1点の再質問は担い手対策です。大きな方向性ですが、例えば法人化

を積極的に進めていくのだ、あるいは集落営農に取り組む、強化していく、ほかにもあります。TPPにもし参加したとしても収益性が見込めるような作物、そうしたものを奨励していくとか色んな方策があると思いますけれども、現状に対して町長はどのような考えをお持ちなのかお聞かせください。もう1点担い手対策です。私自身が新規就農でやっていますので、何と言いますか言いづらい面もあるのですが、やはり担い手対策の1番の柱は親元就農と申しますか、農業をやっている方のお子様が継いでいただく、それが1番農業の機械の面からしましても1番合理的でありますし、農業技術の継承もスムーズに進むと思います。この親元就農についての支援策のあり方について、この2点について町長にお考えを伺います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) まず、再質2点についてということでした。まず最初は美瑛の農地の維持管理等を今後どんなふうな形で農家の方々に担っていただけるのかということで、美瑛町の農業の方向性を町長も示していく必要があるということでもあります。基本的に農業という部分については国策であると私は判断をしています。そういった国策の中で地域地域がそれぞれ地域の特性に合った農作物、農業経営をして国民の食を担っていく、食糧需給を担っていくということであると思っています。そんな面からしますと美瑛町におきましては、上川管内では少し状況が他の地域と違って、上川管内では米作が多いのですが、美瑛町は米作地帯とならずに畑作中心地帯として、米も重要な農作物と位置付けしていますが、畑作が面積の大半を占める。また酪農、畜産というような農業形態が広がってきたわけです。これは、何かこう重ねて言うようではありますが、決して美瑛町がこういう農業をやるからということで進めてきたというよりも、やはり国の中で農業政策が大きく打たれてきて、その中で地域特性として美瑛がどういったものがやれるのだということで、各関係機関も行政もそうですが、そういった条件の中で一生懸命対応し、美瑛町の農業を発展させてきたと考えています。そんな面からいたしますと、美瑛町の農業を町長がどうやってやるのだということ、これは角和さんもそこまでのことという言い方ではなくて、こういう国の状況の中でどういうふうにしていくのだということだと思えますが、大上段に美瑛町はこういうことだということについては、町長もなかなかはっきりと断定できるものではないと思っています。しかし、これまで美瑛町の農業が畑作地帯、また米作、または野菜、果物といったものも取り入れてきたわけですから、町長といたしましては、これまでの美瑛町の農業の歴史を生かして、さらにまた今後美瑛町の農作物が付加価値のある、そしてまた多くの方々に美瑛町の農作物であれば食べてみたいと思われるような農業政策が必要だと思っています。そのためには、安全、安心ということから、また土地の生産性を上げるという意味でも土づくりは大きな仕事でありますし、これまでの歴代の町長、水上町長も安藤町長もそうですが重要な政策として取り組んできたとは私は判断をしてい

るところです。また、それぞれ地域ごとの産地化という部分でも、それぞれの地域の特性に合ったもの、また農家の方々が意欲を持ってそれぞれの農家の方々が意欲を持っていけるような農作物の生産ということについても支援をしてきたのだと思っています。私としては、まず美瑛町の農業の方向性として今の状況の中で、土地利用型の農業をまず美瑛町の農業の柱として位置づけていきたいと、これはもう美瑛町特性からしてそういう方向になると思っています。そんな面から、土づくりですとか、それから特産物、地域に合った、また土地柄に合った農産物の生産、また美瑛町は輪作体系の中で大きな畑作生産地でありますから、そういったこれまでの輪作体系があった作物の振興といったことも、引き続きやっていかなければならないと思っています。そういう土地利用型の政策また農地を農家の方々に維持していただく上で、町とか農協サイドもそうですが、農家の方々のどんな支援に対策が打てるんだらうということは色々検討をさせていただいています。農家の方々の土地利用型の農業については機械化、機械が非常に大きなウエイトがかっているわけですし、経費も機械が非常にウエイトが多い。こういった機械に対する支援を国やそれから我々地域、地方自治体の政策でどのようにやっていけるのか、このところも課題だと思っています。それから、もう1つは土地利用型の農業を我々として、例えば天候が悪いとかそういった時にこの2年間共済の支援等も行いましたが、細やかな農家の方々の経営支援という部分も大きな課題であると思っていますし、共済等の支援については、その時々状況を見ながら今後も適切な対応をしていかなければならないと判断しているところです。そういった土地利用型の農業を中心としながらも、しかし一方では角和議員さん言われるように担い手として考える上で、土地利用型の担い手とすればやはり親元就農と言いますか、農家の後継ぎの方が就農するというのが一番条件的にも成立しやすい状況ですから、こういった政策についても私どもも農家になって跡を継いでいく方々の人材育成ですとか、それから営農支援、こういった部分について取り組んでいきたいと思っています。それから新規就農の関係については、これはやはり集約的な農業、外から美瑛に入ってくるとなれば、やはりそういったところから始まるのが一つの大きな流れだと思っています。先日は少しく土地を丸ごと、畑も含めて買いたいという新規参入の方もおられますので、今後色々な条件は出てくると思いますが、今のところ美瑛においては集約型の農業に対して町外から入ってきて新しい担い手になりたいという方が多いようです。そんな面からも今美瑛町では収益を色々頑張らせていただいているトマトですとか、アスパラですとか、それから売店等では、都市の方々は美瑛町のメロンはないのかとよく伺いますので、こういったものについての振興策をとりながら担い手を育てていくということになると思っています。農業振興機構の話在先ほどさせていただきましたが、そういう面では美瑛町の農業関係機関が協力し合って一致協力して、こういった農業政策に立ち向かっていきたいと今のようなどころについて色々案を出し合いながら立ち向かっていきたいと考えています。なお先日の農業振興の理事会では、新規就農者の今

の中町のところにある宿泊施設があるのですが、あそこもそろそろリニューアルを考えていいんじゃないかということも一応合意を得たところでありまして、こんな面について町長といたしましても予算の確保ですとか、補助金ですとか、そういった政策上の農水省の政策等今後見つけていきたいと考えているところですが、その他集約的な農業ですとか、肥料に対する補助ですとか、色んな対策をそこで検討させていただいてるという状況です。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、11番角和議員。

○11番(角和浩幸議員) 11番議員です。詳しいご説明をいただきました。新規就農の寮のリニューアルというのを聞きますと、私もあそこで2年以上住まわせていただきまして感慨深いものがあるなと思います。新規就農の私が言うのもおかしいですが、新規就農者を含め地元の代々の農家さん、ともに美瑛農業の発展がますます進めばいいなと思うところです。

2点目の、町立病院と福祉の連携について、再質問をさせていただきます。午前中のご答弁の中で訪問診療を実施されていること、病院・福祉の連携が行われていることのご説明がありまして安心しているところです。やはり高齢化が進んでいますので、医療、介護の垣根を低くして一体となったサービスが今後必要になってくるのではないかと思います。そこで再質問では重ねてになるかもしれませんが、訪問診療と医療福祉の連携の2点のさらなる充実についてのお考えをお尋ねしたいと思います。政府の問題になっています社会保障税一体改革案の中では団塊の世代が25歳以上となる2025年、この年にどこに住んでいてもその人にとって適切な医療、介護サービスを目指すとされています。この流れで厚生労働省が発表しました社会保障の将来像2025年モデルの中でも在宅医療や訪問看護、訪問介護の充実を挙げています。この2025年モデルでは在宅医療であれば、例えば現状1日当たり17万人の在宅医療利用を2025年度には29万人に増やしていくという計算もあるようでして、政府、国の大きな流れは在宅での医療や介護の充実が今後進んでいくのではないかなと考えられるところです。また全く別の観点から申しますと、自治体病院、いずれも経営はなかなか苦しいところが多いようですが、訪問診療を行うことによって収益アップに結びついていると、そのような事例も報告されています。そこで、町立病院においては現在整形外科の訪問診療が行われていますが、今後ほかの診療科でも実施したり、あるいは診療回数を増やしていくなど、さらに充実を図っていくようなお考えがあるのかどうか。また、そのようなニーズがあるのかどうか町長のお考えをお聞かせください。

もう1点の医療と福祉の連携ですけれども、先ほどの穂積議員のご質問の中にもありましたが、本町の人口規模は行政の目が行き届きやすいと、適正な規模にあるのではないかなと私も感じています。ある1人の患者さんが今どのような状態にあるのかというのを病院スタッフや福祉施設のスタッフの方々は、おそらくされているのではないかなと思います。その意味では、

施設や組織の壁を乗り越えて小回りが効く、そのような恵まれた基盤があるのではないかなと思っています。他の自治体では自治体病院の中に特別養護老人ホームやデイケアセンターを一つの組織として組み入れているというところもありますけれども、本町の場合そこまで機構改革をしなくても日常的な会話の中で十分情報のやりとりができるのではないかなと思っています。そこで、先ほどのご答弁にありました、現在の町立病院内の相談室、ここで医療連携が図られているとのことでしたが、さらに看護師さんとケアマネージャーさんが定期的に会合を持つような、そんな体制になればもっとスムーズに話し合いができるのではないかなと思うのですが、そのあたりの連携のあり方についてお考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 町立病院の関係についての再質をいただきました。町立病院の運営において今現状、お医者さんの不足ですとか、それから看護師さんのこれはもう不足というよりも都市の集中と言い換えてもいいのだと思うのですが、すべて都市に集中して地域の病院において先生が不足したり、看護師さんが不足したりという厳しい環境です。そんな中で町立病院の運営におきましては、先生方が本当にフルに当直なども、こんなに一月に当直しなければならぬのかと私からも心配するような状況の中で先生方が頑張っているという状況です。そういう面からしますと体調を壊したりしないで業務に当たってほしいなとそんなふうにも思わざるを得ないところもあるわけです。そういう中でも、しかし患者さん側の方からいたしますと町立病院にすぐ行けないとか、訪問をしていただければありがたいという声はやはり当然あるわけでありますから、そんな面を町立病院の先生方が協議し合って医療などを進めていただいているところであります。今の段階で、整形外科等が中心となって訪問等を行っているわけでありますが、内科等についてもやはり要望はあると思っておりますし、そういう面でも今後数が増やせるかどうかということについては、病院の中での判断がありますので、私もその辺は事務長を通じてこういった議論があるけれどもというようなことは調査をさせたいと思っておりますが、なかなか厳しい環境であると、今までの打ち合わせの中ではそんなふうに見ております。議員がご指摘になりました訪問医療に対する経営の関係も、確かに訪問医療に対して点数の上乗せは今回されてきていますので、今までよりは訪問医療についての収益性というのは上がるようになりましたが、しかし美瑛町のような地域で、例えば片道20分、25分かかるところに行って治療して、訪問して帰ってくるとなれば、それでは採算が合うということにはならないわけで、町立病院にあれだけの施設を投資して、やはり設備投資したものを使って有効な治療を行う、また点数等もある程度高い治療を行っていくことによって病院の経営の金額も上がってくるということになりますので、こういったことも先生方もやはり考えていただいているという状況でもあります。私どもといたしましては町立病院を何かこう採算性だけで判

断する気持ちは毛頭ありませんで、美瑛町の町民の方々の健康を預かる中心施設として町としては本当に一生懸命優先課題として支えていきたいと考えているところであります。しかし一方で、私町長として病院の関係者の方に望んでいるのは、町民の方々に頼られる病院であってほしいと、我々も一生懸命病院を守っていくので病院の方も町民の方々に頼っていただける、町立病院なら安心して行けるよと、そういう町立病院作りをしてほしいということは町長からも病院側にお話をさせていただいているところです。今後この訪問医療等の部分につきましても経営との兼ね合わせ、また住民の方々の要望、先生が不足してる状況ですから、訪問に出しまえば今度は病院で診療が受けられなくなるという状況も発生する事も危惧されますので、こういった部分について十分配慮いただきながら今後検討の部分をも私も含めて取り組んでいきたいと、こんなふうを考えているところです。

それからもう一つは相談の関係であります。相談室の関係については、先日実は事務長の方に私の方から少しお話をさせていただいたのは、相談室をどんどん使ってくれということで、病院の中に明示してくれと。それはどういう表現の仕方がいいのかは色々事務局の方で検討して欲しいと思ってるのですが、町立病院に来てこういう相談室があるから遠慮しないで使ってくれと、何か心配事があったら使ってくれというようなことで掲示してくれと、表示をしてくれという話をしました。実は私の方にも何件か住民の方々が、こういう心配があるのだけど町長何とかしてくれというようなことであります。病院の相談室を使えば解決できるようなことがなかなかその相談ができてないという状況が見受けられましたので、そういう面ではそういう取り組みも担当の方に進めてくれとお願いをしたところです。相談室での医療と保健の方の部分、福祉の部分の連携については、私はかなり取ってくれていると思ってます。病院側の看護師さんに聞かしても、例えばほの香ですとか慈光園、それから在宅、それから町外の病院につきましても患者さんの症状に応じてこういう対応が、ということで色々相談していると私は判断しているところです。今後、先ほどお話ししました住民の方が相談をしっかり受けやすくして、その相談について安心してまた町民の方々が医療とか福祉にお願いできるようなそういう体制を作っていきたいと思っておりますが、相談室の関係については私の方も、今後またもう少し状況を確認して議員にも報告をさせていただきたいと思いますが、今のところかなり連携をしてると判断してるということです。以上です。

○議長（齊藤 正議員） 11番議員の質問を終わります。

次に4番杉山勝雄議員。

（「はい」の声）

はい、4番杉山議員。

（4番 杉山 勝雄 議員登壇）

○4番（杉山勝雄議員） よろしくお願いたします。4番杉山です。一つ目には、震災がれき

処理の対応について。震災発生から1年以上が経ち、進まない被災地の「震災がれき処理」をめぐり、自治体で広域処理の受け入れを表明するなど、住民の関心を集めているほか、民間業者による震災廃棄物の越境処理も起きていると伝えられています。いまだに膨大な量で放置されている「震災がれき」ですが、被災地だけでは処理しきれないという問題。しかし、がれきの処理が進まなければ復興も前へ進めない、そういう現状を知るにつれ、被災地に手を差し伸べ「震災がれき」の広域処理を引き受けることも必要ではないか、こういう意見も当然うまれます。かといって、政府の放射性廃棄物の基準や、放射線防護対策について住民に十分な理解が得られるのか、こういう危惧も根強く存在するものと思います。美瑛町のがれき処理に対する見解については、これまでも担当課に伺ったり、新聞などで見ておりますが、現状で「震災がれき」の広域処理についてどのような認識をしているのか。また、今後、国・道から受け入れを求められたときに、どのような対応をとられるのか伺います。

二つ目に、ふまねっと運動の導入についてであります。ふまねっと運動の評判が、徐々に各市町村に広がってきているとこのように受けとめています。ふまねっと運動とは、50cm四方の大きなマス目でできた網を床に置き、その網を踏まないように歩く運動ですが、マス目を利用した様々なステップがあり、組合せによって難易度を高めていくという運動です。この運動は、足の不自由なお年寄りや身体障害者にとって、歩行改善の面で有効であると、考案者の北沢一利氏（北海道教育大）は述べています。また、「従来の運動はつらいだけで、そんな運動を進める医療者もつらい。楽しくて効果がすぐに表れる運動が必要だと思った。」と考案した経緯を語っています。ふまねっと運動は、もともとは歩行機能や認知機能の改善のために作られたものではなかった、と言っておられます。考案者たちは当初、要介護認定を受ける高齢者を減らすためには、高齢者の人格を尊重しながら、能力を生かして活躍できるように、社会参加を実現することが必要であると考え、ふまねっと運動を使って、高齢者を「健康づくり活動の指導者」として養成しようと考えたということです。ふまねっと運動の教室では、必ずサポーターがつきます。北海道の市町村には約300人の「ふまねっとサポーター」が生まれており、さらに広がっているそうですが、美瑛町でも是非、ふまねっと運動を取り入れてみてはいかがでしょうか。

三つ目に、成年後見人の養成について質問をいたします。成年後見制度は、認知症や知的障害などで判断力が不十分な人を悪徳商法や詐欺から守り、日常の金銭管理や契約などを本人に代わって行う人を「後見人」と定める制度です。

1つ目に、美瑛町では、これに対して17万円の予算を計上して、身寄りがいない人、親族がいても身元の引き受けをしない判断能力の不十分な人に対して、成年後見の手続きをするための申請料や医師の診断料などを一時負担するなどの取り組みを行っています。しかし、これを活用した事例は2010年度に1件があるだけで、意外と少ないという印象を受けます。果た

して需要がこれだけなのか、他に申請に至るまでに様々な問題があるのかについて伺います。

2つ目に、美瑛町において、後見人制度を利用している件数はどれくらいあるのか。実態からは日常の介護現場では、介護ヘルパー等が介護者の買い物や契約等の手続きに印鑑を預かったり、お金を預かるなど、必要性から迫られて介護者の便宜を図っていることが行われているようです。原則として、金銭のやり取りは出来ないこととなっておりますが、日常の介護の現場ではそのような対応は出来ないのが現実です。しかし、何かのときに、ヘルパーとか介護専門員が個人的に責任を問われるようなことを解消していくためには、市民後見人を増やすとか、社会福祉協議会へのバックアップとか、方法や手だてを考えていくべきだと思いますが、そのことについて伺います。

○議長（齊藤 正義員） 4番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 4番杉山議員よりの一般質問3点について答弁を申し述べさせていただきます。

まず質問事項1、震災がれき処理の対応であります。東日本大震災で発生したがれきにつきましては、宮城県が1,154万トン、岩手県が525万トンと推計され、そのうち広域処理が必要とされるものは宮城県で127万トン、岩手県では120万トンで、このうち114万トンが受入先未定という状況だと言われております。3月23日付けで北海道より市町村、一部事務組合などへ広域処理を検討するよう依頼がありましたが、現時点では具体的な受入れには至っておりません。十勝岳がある美瑛町としては、私たちもいつ大きな災害に遭うかもしれない状況であり、被災地の復興へ協力し、この苦難を乗り越えていかなければならないと思っています。しかしながら、議員ご指摘のがれきに含まれる放射線につきましては、北九州市の抗議活動の報道にもありますように非常にデリケートな問題でもあり、特に美瑛町では農産物や観光への風評被害も懸念され、何かあった場合ということを考えますと直接被害に遭うのは地元住民や関係者です。放射線量が通常レベルの廃棄物であれば受入れを検討することも十分可能と思われませんが、通常ではない放射線量を帯びた物質の拡散については、震災前までの放射性廃棄物の取扱いを鑑みれば、簡単に容認出来るものではないと考えています。

国は相談窓口の設置や経費の補償などを表明しておりますが、現状では受入自治体が最終的な責任を負うことになり、受入れの調整を行う道もこれらの疑義について国に明らかにするよう求めているところです。また、大雪清掃組合では、3町で一般廃棄物の処理を行っていますが、最終処分場の残余年数が平成28年6月頃までと推計していることもあり、受入れに関しては3町での合意も必要となります。今後、各種の疑義が明らかになり、受入れの義務付けや、

数量の割当など具体的な受入を要請される状況になればその対応について検討に入ることも考えられますが、現時点ではクリアすべき課題が多く、受入れの可能性は少ないものと考えます。

続きまして質問事項2、ふまねっと運動の導入についてです。ふまねっと運動は、道内の自治体が少子高齢化や過疎化などに直面し、医療保険や介護保険財政の健全化や住民の生活に必要な保健や福祉環境の整備が厳しい状況におかれていた中で、これらの自治体の住民が国や地方の財源に頼ることなく、自らが主体的に健康づくりに取り組むことが可能な運動プログラムとして、平成16年に北海道教育大学釧路校によって考案されたものです。この運動の目的は、高齢者の健康維持や介護予防、地域福祉活動の担い手としての高齢者の社会参加や生きがいづくり、高齢者相互のつながりを深めることなどとされています。

平成17年には、考案者を中心とした特定非営利活動法人地域健康づくり支援会ワンツースリーが設立され、これが主体となった活動が展開されていますが、この運動を地域において取り組むためには、正会員となって「ふまねっと体験講習」と「サポーター養成講習会」を受講し、「ふまねっとサポーター」として認定された指導者が必要となっているところです。

本町におきましては、指導者を招き、平成22年度に美瑛町老人クラブ連合会主催による会員を対象とした体験研修会の開催や平成23年度介護予防教室「いきいき元気塾」のカリキュラムの一つとして、生きがいデイサービス利用者などを対象に、取り組みを行ったところです。

「いきいき元気塾」の参加者からは、それぞれの身体能力に合わせた運動の選択や参加者との交流の場として好評でありましたことから、本年度においても高齢者の外出の少なくなる冬期を中心として、この運動の実施を計画しているところです。

今後におきましても、この運動を高齢者などの体力や運動機能の維持向上のための一手段としながら、日常の趣味、スポーツなどやさまざまな福祉サービスと組み合わせ、地域の中で高齢者の方々が、健康で安心して生きいきと暮らしていけるよう努めていきたいと考えています。

続きまして、質問事項の3であります。成年後見人の養成についてです。法定後見制度につきましては、本人の判断能力の低下が一定のレベルに達したときに、財産管理などのために家庭裁判所の審判によって開始される制度であり、本人の判断能力の低下の程度によって、成年後見制度が、補助人、保佐人、後見人といった後見機関を家庭裁判所が選任することで開始されることとなります。家庭裁判所が後見機関を選任するためには、民法の規定により、本人、配偶者、四親等内の親族などが、家庭裁判所に審判を請求する手続きを行わなければならないということですが、この手続きを行うには診断書等の取得や成年後見人となる候補者の検討など手続きが煩雑なことや家族・本人の同意が得られないことなどから、結果的に制度を利用できないケースも多々生じているようです。

1点目のご質問につきましては、審判申立の例外として、身寄りがいないなどの理由で申立てをする人がいない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護を図るため、市町村長に

法定後見（後見・保佐・補助）の開始の審判の申立権が与えられています。これまで、町長申立ては、これに該当した事案として、平成14、16、22年度に実績として各1件行っているところです。後見制度において、積極的に保護することは、原則として審判開始の申立てをすべき家族間内部の問題でありますことから、成年後見の需要を計り知ることは困難であり、また、前述した理由から利用が伸びていない状況となっています。

2点目のご質問につきましては、現在4件の後見人制度の利用者がおられますが、内3件が老人福祉施設入所者となっています。市民後見人の育成に関しては、高齢者保健福祉計画の中で、成年後見の担い手としてその育成、活用について検討をしていくこととしていますが、昨年度からは、美瑛町人づくり育成事業によって3名の市民後見人養成講座履修者に対する補助を行っているところであり、また、本年度からは北海道が振興局単位で市町村と連携し、市民後見人の育成に取り組むとしていますので、こうした取り組みを積極的に活用し、その育成を推進してまいりたいと考えています。以上です。

（「はい」の声）

- 議長（齊藤 正議員） はい、4番杉山議員。
- 4番（杉山勝雄議員） はい、4番杉山です。再質をいたします。まず震災がれき処理の対応についてであります。放射能に対する影響を考えれば、これまでの国の対応に十分な理解をすることができないというのは、多くの方が思っておられることではないかと思うのです。私にしてもまた住民もそういった不安を持つというのは、やはり事故直後におきましたSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の情報、それをかなり隠していたとか、そういうことでいたずらに被曝を広げていったという事例もありましたし、現象のメルトダウンの情報が的確に提供されなかったことなど、かなりの不信を持たざるを得ない、そういった事例がこの間続いてきているわけです。さらに被災地のがれきの処理が進んでいないという、この問題はやはり国が責任ある対応をとってこなかったことに最大の問題があるのではないかと思うのです。政府の発表で言えば、セシウム134と137の濃度合計で1キログラム当たり240ベクレルから480ベクレル以下であれば一般廃棄物と同様に扱うと聞いていますが、この一般廃棄物、放射能が含まれていてもその基準以下ならば一般廃棄物として扱われてしまった場合に、特別な廃棄物として扱われなくなるわけです。そういうことに対してまともな対策とか見解とか、そういうものがなかなか聞こえて来ない、こういったことも一つ不安の材料になっているのかなと思います。これに対して道の基準はさらに厳しく100ベクレル以下としておりますが、実のところ、これも科学的な根拠というのが示されていないわけです。さらに焼却されることによって放射能物質はさらに濃縮されます。17倍から33倍にまで濃縮されるとも聞いています。そういう事態を考えればやはり実際処理にかかわる作業員への被曝という問題も起きてまいります。やはりこの点は、科学的な根拠に基づいた

対応をしていくことが何よりも求められると思うのです。一方で、そうは言っても被災地のがれきに対する処理というのは、これを全国で手を差し伸べていくことも求められるのも事実かと思えます。そういう点で仮に今後、さらに国や道からの受け入れの要請が強まった際に、私はやはり厳格な条件というものを示して、そして対応していくということが必要でないのかなという点で、この点を再質で伺いたい訳ですが、まず第1にすべき条件というのは、何よりも住民の理解、これが得られるかどうかということが最大の条件ではないかと。そしてもう一つは、受け入れられる廃棄物というのは、通常の廃棄物と同程度の放射能の量と指数、そういうレベル以下のものに限ること、さらに処理の各段階で放射能測定の体制に万全をとるとともに、それに必要な財政措置をはじめ国による全面的な支援を求めることが必要ではないかと私は思いますが、その点について伺っておきたいと思えます。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) がれきの処理の件につきましては、非常に我々も難しい判断を迫られるということがこの前もあったわけです。ただ実際にはがれきがあるのだと宣伝しながら、先日のテレビを見てますと、がれきの処理費が非常に高いらしいのです。それで地元の方でそのがれきの処理が高いので利益になるものですから、がれきを外に出したくないと、つまり産業や色々なものが大震災でおかしくなったわけです。そこで働いて仕事をするという部分ではがれき処理も仕事だと、そういう形の中でがれきを簡単に高い処理費を出して地域の経済的な部分でもプラスになってるのだからというようなことも状況としては出ているようです。そんな面からしますと、一体全国各地にがれきを持ってきますよと言ったことが一体何だったのか。どうも私には杉山議員さんが再質の段階で最初に言いましたよね。対応というものはっきり言ったらいい加減さですけども、このがれきの部分も実は相当いい加減な部分が多々あるのでないかと、政治的に人気を取りたいのでそういう政策を言ってみたとか、何かこう私にはちょっとわからないところがあります。ただ、がれきが実際にあるわけですから、その部分について各地で受け入れる、本当に具体的に受け入れるということになれば、我々も杉山議員さんが言われるように地域の方々に理解できるレベルでのがれきの受け入れということにならざるを得ないと思ってます。そういった面では、実は私どもの担当の方には基本的には今我々が受け入れているごみ、廃棄物、こういったものと遜色のない放射線量というようなことを確認できるのであれば、それは我々としては大きな問題は起きないのではないかと。ただ100ミリシーベルトなら良いとか、根拠が科学的にあるということなのですが、我々にとってはその根拠というのは、地域の例えば風評とかそういうことを考えると根拠になり得ない根拠ですから、こういった部分について簡単に受け入れをするということにはならないと判断をしているところです。そんな中で先ほどの質問の中で、今のところ条件をこうやってつけようとかとい

うとこまで実は言ってません。あの後、道の方からも一切何もあります。ですから何のためにああいうことを調査をしたのか、私にはちょっと今お騒がせをして一体何があったのかちょっと理解しかねてますが、今後もし色々な協議があれば我々も議員さんに今ご質問をいただいたような条件等を整理しながら今後の対応を検討したいと考えているところです。国の関係にどのような体制をとってもらうのかということではありますが、今回のこれは大災害でありますから、あまりこう迂闊なことを言ってひんしゆくを買う結果になってしまつては恐ろしいと、私もそんなことを思ってますけども、今回の事故を我々が色んなことで学ぶことが多いと思ってます。その中で色んなことがあって、数限りないのですが、国の責任ということと、それから原発を受け入れた住民側の責任ということ、これはやはり両方を我々は担っていかなければならないのではないかと思ってます。国に責任があるのだと言いながらも受け入れの決定をしたのは県議会であったり、町村議会であるわけです。その議会が放射能については広島、長崎を見ればもう明らかな通り日本はもう既に人体的な被害を受けたわけですから、その部分を受け入れるに当たっては慎重のうえでも慎重を期さなければならなかつたはずですよ。それがあの災害が起きた途端に県の知事までが国が悪いというようなこと言った時に私は愕然としました。つまり、受け入れた者の責任というのはやはりあるのだと私は思ってます。そういう面からしますと、北海道がもし今後また原発の課題とかということが突き付けられたときには、北海道民がその選択をしたと、知事も含めてそういうことを我々の責任として被っていかなければならないと、そんなふうに考えていかなければこの原発問題は正しい道は得られないのだと思ってます。国が国がと言っている間は、人の責任にしている間は、この問題の本質はやはり突けないのだと思ってます。そんな面から、少しがれきの部分とは異なる部分がありますけども、国が悪い、国が悪いということもありますが、国そして地方、その両方ががれきの問題、そして今後の原発の問題にしっかりと意思を共有し、また判断をして対応していくことが必要になってくると思いますので、がれきの問題についても当然国にも判断を申し入れる、責任も取ってもらうとともに、我々も受け入れるともし判断した場合には、我々もその責務についてしっかりと担っていかなければならないと、そんな考え方はしているところです。ただ、杉山議員言われるように基準というものもありますから、やはり国と補償の関係ですとか処理費の関係ですとかありますので、こういうことは明らかにしていかなければならないと判断しているところです。以上です。

(「はい」の声)

- 議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。
- 4番(杉山勝雄議員) それでは質問を移します。ふまねつとの運動についてであります、22年23年とそれぞれ取り組まれて来られたと、大変好評だということで今年冬も計画をされているようですが、この運動で様々な効果が期待できるということなので、ぜひ長期的な方

向で、そして体験を通じてこの運動の良さや楽しさがわかってもらえるように、ぜひ軌道に乗せていていただきたいなと思います。実は比布町でも聞いたところ、このネットを5張購入して、サポーターを養成するなど老人クラブ、サークルなどを通じて定期的な開催ができるような取り組みにまで進めてきたと聞いています。ぜひ美瑛町でも自前で取り組めるように、サポーターの養成に力を入れていただきたい。サポーターといっても特別大変な資格ではないようなので、町民の中からでもサポーターを養成していくことは大いに可能だと思われます。そういうことで、高齢者が自ら社会活動に参加していくと、そういう道もこの運動が持っている目的なのかなとも思います。ぜひ、この運動というのは定期的にそして継続的にやることによって効果が生まれるのだということで、そういう方向を視野に入れて取り組まれてはいかがでしょうかということ再質で再度伺いたいと思います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) このふまねっとの関係については私もデイサービス、いきいきセンターのボランティアの方々にお話を伺って、こういうことをやってるのだということを紹介をいただいたことがあります。そういう面では今後もしこの活動を美瑛町でも、さらにまた今美瑛町でも取り入れてるところであります、主体的に取り入れるという考え方があるようでしたら、私どもよく協議して町としても支援体制をとることはやぶさかでないと思っておりますので、今議員からご指摘いただきましたので情報交換をさせていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、4番杉山議員。

○4番(杉山勝雄議員) さらに質問を次に進めたいと思います。成年後見人の要請についてですが、これも最近の報道を見ましてもなかなか後見人のなり手が無いという報道がされています。第三者に依頼する経済的な力がないことも含めて、この制度には色々な困難な問題があるのかなということが伝わってくるわけですが、美瑛町では3名の養成講座修了者に補助を行っている、さらに今道の取り組みでも今後3年間で後見人候補を現在の10倍にする計画があると聞いています。こういった取り組みがさらに進むことを期待したいと思います。そこで、再質に当たって、この成年後見制度には任意後見という制度もあると聞いているのですが、本人に判断能力がまだ十分にある段階で、将来に備えて信頼できる人を後見人に定めるという、そういう制度のようですが、これには難しい資格などはないと聞いています。そして、もちろん口約束では効力はありませんから、公正証書を作成する必要があるということなのですが、この費用も2万円余りでできるということですが、これがあまり知られてないのではないかなということなのですが、これは私だけのひとりよがりかもしれませんが、こういう制度も含めて、もっと普及というか活用を図っていくことが必要でないのかなとも思います。その点につ

いて伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 後見人の制度についての活用については、やはり1人で生活する方ですか、そういう方が多くなってきてますので、議員ご指摘のとおり多くの方々が周りの家族環境に合った形で活用していただきたいという思いは私もしています。そんな面から昨年におきましても、こういった後見人の資格等を取る学習、勉強とかそういった部分について行きたいという者がいましたので、そういった部分について支援をしたり、我々としても町長としてもどうしても周りに身寄りのない方については町長が申請人になるというようなこともこれまでも取り組んできたところです。ただ、これは誰かが強制的にとか、こういった部分ではありませんので、情報を良く知ってもらって、そして家族の方も含めてよく相談してもらおうということになりますので、この辺はある程度時間のかかる周知ということが必要なのだらうと思っております。町といたしましても、これまでも後見人制度については広報等でも扱ったことはあると思います。また情報等出して多くの方に使っていただけるようなことを取り組んでいきたいと思っております。任意制度については、将来を見据えて、自分が意思等どういう判断ができなくなったときを予測して早い段階から対応していくということでもありますから、こういった部分についての制度のあり方についても周知をしていけるように取り組んでいきたいと思っております。そんなことで今後我々としては後見人を育成するという部分については引き続き支援等はしていきます。それからこういった周知についても、今後とも取り組んでいければと思っておりますので、またこういったことがあるぞということをご意見等がありましたら言っていただきたいと思っております。そんなふうに思っているところであります。

○議長(齊藤 正議員) はい、4番議員の質問を終わります。2時15分まで休憩いたします。

休憩宣告(午後 1時57分)

再開宣告(午後 2時15分)

○議長(齊藤 正議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番佐藤晴観議員。

(「はい、議長」の声)

はい、3番佐藤議員。

(3番 佐藤晴観議員 登壇)

○3番(佐藤晴観議員) はい、3番佐藤です。本町の教育システムについてと題しまして、教育長に質問させていただきます。美瑛町の教育について、先日の議員研究会で「美瑛町の学校教育の現状について」を研修し、美瑛町の学校教育が義務教育就学前からの幼児一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育相談と支援体制について、「早期からの教育相談・支援体制のモデ

ル推進地域」の平成24年度の指定を受けたとの説明があり、文部科学省から全国で唯一、美瑛町が指定を受けたことは本町の取り組みが評価されたものと思います。また、これに関連して、教育長は、平成24年度教育行政執行方針の中で、「ことばの教室・そだちの教室の通級指導教室と児童が在籍する各学校の連携を深め、学習や生活面で困り感を抱える児童への指導や教育相談の一層の充実を図ってまいります。」と述べられています。そこで、特に特別支援教育において、少人数である専門性のある職員の負担が大きくなっているということを聞いていますが、今までの取り組み、さらに今後の課題や、どのように取り組んで行くのか伺います。

○議長（齊藤 正議員） 3番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、奥山教育長。

（教育長 奥山 清君 登壇）

○教育長（奥山 清君） それでは佐藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。議員のご質問にありますように、特別支援教育で、特定の職員の負担が大きくなっているのではとのご指摘ですが、資格が必要な面については誰もが出来るわけではありませんので、他の職員でということにはなりません。資格の不要な部分につきましては、他の指導教師が専ら担当しています。具体的に申し上げますと、美瑛町の特別支援は、ことばの教室とそだちの教室ということで成り立っております。ことばの教室では現在3人の指導教諭のもと、通級指導教室を美瑛小学校に設置し、全町の子ども達の中でことばの発達に課題を持つ子供が、原則として週1回通ってきております。そだちの教室につきましては、対人関係や心因的な背景など成長の過程に困難性を抱える子ども達に対しまして、特別支援教育チームとして4名の指導教師が子どもたちの課題を分析し、学校のコーディネーターや担任と連携して学習指導面や子どもの自己実現の計画を立てる等のサポートを行っています。先ほども申し上げましたが、学校以外の医療機関や他の教育機関と関わっていくことが必要な子供につきましては、それぞれの機関との対応等について資格を持った職員が行うことになっておりますので、専門的な対応をしています。

また、子どもたちの対応について、特別支援に関わる教師だけではなく、他の教師を含めて、専門の講師を招聘して、特別支援教育の一層の向上を目指す研修を昨年から実施しています。更に、保護者との連携につきましても、「ことばを育てる親の会」の活動等をバックアップしています。

今後の課題といたしましては、本町の特別支援教育が、特定の人々に頼りきらないような体制の更なる構築と、一般の教師の特別支援教育指導力の底上げを図るため、各学校と協力を一層深めていきたいと考えています。以上です。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、3番佐藤議員。

○3番（佐藤晴観議員） 本町は、道や学校と本当に連携を図り、非常に子どもたちの為になる学校教育をしているというように、私も親として非常に強く思うところです。何回かなのですが、よその町の方に美瑛の学校は良いね、なんて言われたこともあったりする、そういう良い噂は本当にたくさん流れてくれれば良いなと思っていますし、今後全国に、文部科学省の指定を受けたということは、美瑛町のような教育システムがどんどん広がっていけばと思っていますが、今後さらに歩進んだ教育システムとなるのではないかと考えています。

そこで、2点ほど質問させていただきます。答弁にことばを育てる親の会の活動をバックアップしていますとありましたが、具体的にどのようなことをするのか。それと医療機関や他の教育機関と関わっていくことが必要な子どもについてということですが、私も色々と学校の先生などに聞くと、世間で言うグレイゾーンと言われる子供達のことだと思うのですが、非常に対応が難しいと、親御さんの理解を受けるのに本当に難しく何年もかかるんだと聞いていますが、何年もかかっている間にその子供が幼いうちであれば良くなっていくものも、年数が経ってしまっただけで周りの子供達にもあまり良い影響を与えない部分もあったりすると思うのですが、そういう指導、親御さんの理解をいただくというのは難しいと聞いておりますが、教育長はその点をどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（齊藤 正議員） はい、奥山教育長。

○教育長（奥山 清君） 今お話ありました再質にお答えをしたいと思います。まず最初に、ことばを育てる親の会ですが、これはことばの教室に通っている親の方々が、ことばの教室の先ほど申し上げました指導教師と連携をしながら、会を組織していきまして、自分たちのところでいろいろ研修を深めたり、それから子供たちを連れて色々なことをやったりということで、実際に年に何回か茶話会のようなものも行ったり、あるいは別な形で研修をしたりという形で現実に行っていて、それに対して私どもは必要なバックアップをさせていただいています。それから、先ほどお話がありました医療機関や他の教育機関というのがあるのですが、これは必ずしもグレイゾーンという、そういった子供たちもちろん含まれていますが、現実には現場の教育機関の中で、必ずしも対応できなくなってしまえない子供たちが実は中にはおまして、そういう専門的な知識をやはり医療機関ですとか、あるいは、特別支援教育と呼ばれている学校の職員の方々のお力をお借りするという部分が、やはり出てきますので、そういう部分も今まで具体的な子供たちに対して町内だけで対応できない場合につきましてはそういう形で現実に医療機関あるいは他の教育機関に色々お力添えをいただいて、子供たちを育てていくという形でやっています。先ほどお話ありましたグレイゾーンの子供たちですが、これは、議員さんがおっしゃられたように、親の理解を得ると言うのはもちろん、子供たちのことを考えてご理

解を得られればもちろんいいのでしょうけども、実際にいろんな形で親御さんの対応がありますので、それらにつきましても私ども教育委員会も誠心誠意いろんな形で対応しながら、子供さんにとって何が1番いいのかということ根幹において対応させていただいています。

○議長（齊藤 正議員） 3番議員の質問を終わります。

次に、10番福原輝美子議員。

（「はい」の声）

はい、福原議員。

（10番 福原輝美子議員 登壇）

○10番（福原輝美子議員） 10番福原輝美子です。質問事項、今後の憩ヶ森公園について。質問の相手、町長に伺います。質問の要旨、憩ヶ森公園については、今までに何度か一般質問がありました。町長は、より安全で安心して利用できる公園を目指すと答弁しています。先日、憩ヶ森公園で行われたイベントにも参加しましたが、駐車場から辛い思いをして上がっていても、屋外ステージのあるところは、周りが土盛りをされていて、街を見下ろすことができません。憩ヶ森公園は、美瑛町の桜の名所の1つであり、町民のみならず、観光客も訪れる公園であります。展望台に上らずとも、山並み、街並みが見えれば、町民にとっても、憩いの場、癒しの場となるものと思います。

本年度は、憩ヶ森公園の公園全体概略調査設計を実施することになっていますが、憩ヶ森公園は高台にあり美瑛町の街を見下ろすことができますので、その特性を活かし、市街地を展望できるような計画を取り入れるべきと考えますが、町長に伺います。

○議長（齊藤 正議員） 10番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい、町長」の声）

浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 10番福原議員よりのご質問に答弁を申し上げます。今後の憩ヶ森公園についてということです。憩ヶ森公園につきましては、これまでも何度か一般質問等がありましたが、今年度、公園の全体概略調査設計を実施し、平成25年度に施設改修実施設計を実施、その後、工事を施工したいと今のところ考えています。憩ヶ森公園は、昭和61年より工事を着手し、総事業費約6億1,300万円をもって平成7年度に完成しています。公園施設の内容は、敷地7.7ヘクタールで主な施設は、野外ステージ等の催し広場、日本庭園、遊歩道、遊具、トイレ2箇所、駐車場2箇所、展望台等が配置され、植樹等により、緑豊かな空間もあり、多目的な機能を備えた公園として整備されていますが、中心市街地より少し離れた位置にあるため、利用者はそれほど多くないのが現状であります。

ご質問の野外ステージの周りの土盛り部分は、コンサート等の際に観客がステージを見やす

くする目的で造られたものです。これは議員もご理解をいただいているところです。転落防止のための植樹をしていることから、それらの木々が育ち密集していることから、より見通しを悪くしているのが現状です。いずれにいたしましても、今般、北海道大学との連携協定により設立いたしました「まちづくり創造研究所」等のご意見を頂きながら、公園内の樹木につきましても、密集しすぎる部分の間伐等も含め、見晴らしの良い明るく安全な公園の改修を考えていきたいと考えています。あわせて、展望台につきましても、現在老朽化が進み使用出来ない状況にあることから、議員ご指摘の土盛り部分との整合性を十分検討し、設計を実施してまいりたいと考えています。

議員には、この公園でのイベント等でお力ご尽力を賜りました。改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。今後ともよろしくお願いをいたします。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、10番福原議員。

○10番(福原輝美子議員) 再質させていただきます。町長の答弁で憩ヶ森公園が昭和61年から工事を着手され、設置については色々と詳しくご説明ありがとうございました。多目的な機能を備えた公園として整備されたようですが、利用者はそれほどない現状と私も感じています。しかし、昨年より若い人たちにより桜まつり実行委員会をつくり、今年度で2度目の桜まつりが行われました。今年度は旅行者の方たちも参加し、ジンギスカンの食べ方も知らない、そんな方たちが公園に来られて青年の人たちに教えられ楽しんでおられた様子が見受けられました。昨年より多くの人たちが舌鼓をされて楽しんでいた姿が目につきます。そういう場所ですが、場所としては壺の中に野外ステージがあり、今年度は憩ヶ森公園全体概略調査設計の実施、平成25年度に施設改修工事設計、その後工事が施工されるとのことで、丘のまちに適した公園、また町民の皆さんが気軽に、町を見下ろしながら散歩ができ、野外ステージを利用される時も町並みを見ながら丘のまちびえいに相応しい、高台にある公園として町民に親しまれて、数多くの人たちに利用されることと考えますが、憩ヶ森の改修工事はこれからなので、町長のお考えとして、どんな公園ができるのかなということをお聞きしたいと思います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) 浜田町長。

○町長(浜田 哲君) 福原議員より再質をいただきましたが、桜まつりのときには台湾からのお客さんも来ていまして、ジンギスカンを食べて楽しんでたということです。私も隣に座らせていただいて、ああでもないこおでもない、そんな話をした思いがあります。そのときにも議員から、町長ここでこうやってお客さんと色々話をしても美瑛の町のことを紹介できないんだよ、美瑛の町が見えないんだよというお話もいただきました。今後私といたしましても、憩ヶ森の公園が住民の方々に親しんでいただける、また気軽に散歩をしていただけるよ

うなそんな公園なればなと願ってます。そういう意味からしますと何かこうお金を多くかけて施設等を整備するというよりも、やっぱりあの山に登った時にきれいな桜が咲いていたり、緑があったり、それから、美瑛の町が見下ろせたりというようなことは重要な要素だと思います。今議員さんよりいただきました考え方、すべてをどう取り入れるかということはまた設計の段階でも色々と検討されると思いますが、設計の段階では当然施主の我々、仕事をしてもらう方の意見が当然ないと設計屋さんにも設計できませんので、今のようなお話を設計のする方々に、また施設の検討をしていただく方々に思いを伝えさせていただいて、今後また計画等が見えてきましたら、提示をさせていただきご意見をいただくようにしたいと思ってます。そんなことで住民の方にもそういう同じような形でご意見をいただけるような場を作っていきたいと思ってます。そんなこと予定していますので、よろしく願いいたします。

○議長（齊藤 正議員） はい、10番議員の質問を終わります。

次に、8番八木幹男議員。

（「はい」の声）

はい、8番八木議員。

（8番 八木幹男議員 登壇）

○8番（八木幹男議員） 8番八木です。それではまず町長に1件質問いたします。行政区、町内会を地域福祉活動の情報発信基地に問題につきまして質問させていただきます。第5期の美瑛町高齢者保健福祉計画（案）では、高齢者保健福祉の重点目標として「認知症サポーターの養成」「地域における認知症高齢者を支え、見守るネットワークの構築」等の項目があげられております。また、平成24年度の予算編成においても、認知症予防支援事業の事業目的で早期発見・早期確定診断を出発点とし、症状に応じた適切な対応を促進しながら認知症高齢者とその家族を地域で支えるための総合的な支え合いの仕組みの構築を目指すと説明されています。

福祉制度は、本人が助けてほしいと申告しない限り支援できない仕組みになっており、周囲に住む住民がアンテナを高くして問題に気づき、サポートしていかなければなりません。その核となるのが行政区・町内会という組織と、豊富な個人情報の活用にあると考えます。

そこで、次の3点について町長に伺います。

1. 認知症高齢者とその家族を地域で支えるためには、行政区・町内会がより重要な存在です。それがこれまで以上に自主性と自立性ある活動主体となるためには何が必要なのか、考えを伺います。

2. 手助けを必要とする人を早期発見するには、組織間の情報共有化が不可欠と考えます。美瑛町個人情報保護条例と施行規則のもと、名簿等の扱いについて許容される範囲はどの辺りまでなのか。また、どのようにすれば組織間で利用できるのかといったことについて、行政とし

て検討し、周知することが必要と思いますが考えを伺います。

3. 手助けを必要とする人の「平常時の見守り」や「非常時の避難支援体制」を、行政、消防、警察、社協、民生委員、行政区・町内会などが相互に連携するためには、消防署発行の「安心カード」では不十分ではないでしょうか。共通のツールの整備が必要と思いますが考えを伺います。

続きまして、教育長に1点お伺いいたします。美瑛町子育てファイル「すとりーむ」の活用についてお尋ねいたします。美瑛町の学校教育が「早期からの教育相談・支援体制のモデル推進地域」として、文部科学省から全国で本町だけが指定を受けたという報告を受けました。これは、町内における連携体制、町外機関との連携が評価されたものと理解しており、次にどこへ向かうのか関心の尽きないところでもあります。

これに関連し、美瑛町子育てファイル「すとりーむ」の活用や地域住民が参加する「学校運営協議会」の運営は、学校と保護者と地域の連携にとって非常に重要なものと考えます。これについて、教育長が「教育行政執行方針」で「子育てファイルを活用して、保護者、学校、関係機関との連携を深め、児童生徒や保護者のニーズに応える支援を一層充実させてまいります。」と述べられています。

そこで、子育てファイル「すとりーむ」に関して、次の3点について教育長に伺います。

1. 保護者への浸透度はどのくらいあるのでしょうか。また、アドバイスはどのように行われているのでしょうか。

2. 母子手帳が10年ぶりに改訂されましたが、すとりーむとどのようにリンクさせて活用していくのでしょうか。

3. 親子のコミュニケーションツールとして、最高のものと考えますが、どのような場面で子供に受け渡しをしようと考えているのでしょうか。伺います。

○議長（齊藤 正議員） 8番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

はい、浜田町長。

（町長 浜田 哲君 登壇）

○町長（浜田 哲君） 8番八木議員からのご質問1点は町長に、1点は教育長ということですが、私の方から先に答弁をさせていただきます。

質問事項1、行政区・町内会を地域福祉活動の情報発信基地にというご質問です。行政区・町内会は、地域自治の基本として、地域の発展のために中心となる重要な組織と認識をしております。少子高齢化が著しく進行する今日において、地域全体で要援護者を支え合う仕組みづくりを構築することは喫緊の課題でもあり、行政区・町内会が果たす役割は大きなものがありますが、その活動、運営においては、平成23年12月定例会における八木議員からのご質問

などでお答えしているとおり、社会環境などの変容を背景として、さまざまな懸念が生じてきているところです。

このような中で、第5期美瑛町高齢者保健福祉計画において、認知症高齢者などへの重点支援策としての認知症サポーター養成や見守りネットワークの構築を掲げるとともに、町社会福祉協議会における地域福祉支援策としての福祉推進部長、行政区長、町内会長、民生委員が連携する小地域ネットワーク活動などとも連動させながら、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるまちづくりに努めているところです。

1点目のご質問につきましては、行政区・町内会が自主性と自立性ある活動主体となるためには、コミュニティの再生や地域づくりを担うリーダーの育成、相互扶助・連携、ネットワークづくりなどが重要と考えています。行政区・町内会が、これまでの歴史ある活動の経験を見つめ直しながら、時代に適応した体制へと再構築、体質強化していくことも必要であり、そのための補助についても対応してまいりたいと考えているところです。

2点目のご質問につきましては、組織間の情報の共有化につきましては、行政が保有する情報は法や個人情報保護条例に基づく取扱いとなり、個人情報の第三者への提供は当該者の同意が必要など、慎重な取扱いが求められており、町内会などへの個人情報の提供は難しいというふうに判断をしておりますが、行政区・町内会の推薦を受け、地域を代表して厚生労働大臣から委嘱されている民生委員、児童委員は、それぞれの地域における詳細な情報を保有し、地域の方々に対する必要な支援などを行っておりますことから、さらに地域に密着した活動の展開を連携してまいりたいと考えているところです。

3点目のご質問につきましては、各関係機関が相互に連携するための共通ツールの整備であります。現在は「安心カード」や「安心キット」を利用していますが、平常時と非常時とでは当然のことながら、対応が異なると考えております。個人情報の取り扱いやそれぞれの役割、機能が相違する中で、各機関の相互連携が必要な方が存在する場合に、ツールのみでの解決は不可能と考えており、関係者による共通認識のための会議などを通じ、連帯、連携して確保できる支援を、実際的な生活環境に即して具現化していく取組みを検討していくことが必要と考えているところです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) 奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) はい。それでは八木議員の2番目の質問にお答えをしたいと思います。

美瑛町子育てファイル「すとりーむ」の活用についてということで、最初に1点目のご質問についてであります。すとりーむは、平成21年度に作成し、その年に母子手帳交付時の保護者に配布、同時に就学前の乳幼児及び小学校6年生までの子どもを持つ保護者に配布しました。その後、本町に転入してきた子どもたちの保護者にも学校を通じて配布をしましたので、現在、

中学3年生までの子どもを持つ保護者がすべて保有している状況になっています。学校から家庭へのアドバイスにつきましては、特に子どもの成長に関して不安感や困り感を持たれている保護者との面談の際、現実に家庭訪問の時にすとりーむを媒介にして懇談をしているという実例もございます。

2点目のご質問についてですが、母子手帳の改善につきましては、主として妊娠期間中の記録部分の増加や子どもの発達の状況を細分化したり、成長曲線の改善などがあり、すとりーむと重複する部分も実は出てきますけども、すとりーむの主たる狙いを子どもの行動の悩み、子育ての心配、更には子どもの夢や希望を入れるなどの内容の検討をこれから図っていきたいと考えております。

3点目のご質問についてであります。親子のコミュニケーションツールとして、最初に用いられるのが現在小学校2年生の生活科の「自分について考える」の単元学習の際、すとりーむについておりますお誕生シートというものがあるのですが、それが非常に役立つと考えています。それ以後につきましても追加のオプションとして用紙がありますので、小学生のエピソード欄や中学生のエピソード欄に将来何になりたがっていたかの記録などを記載することによって「子どもさんの職業意識」の変遷が記録に残ることになります。

引渡しの場面についてもご質問がありましたけども、すとりーむについては高校生の欄や大学・社会人の欄もオプションとして付けられますので、各家庭で記載の方法を工夫していただいて、それぞれの家庭の状況に応じて引渡しをされることになるのではないかと考えています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木委員。

○8番(八木幹男議員) 8番八木です。まず、第1番目の行政区・町内会、この問題につきまして再質問させていただきます。平成23年12月の定例会の地域コミュニティーに関する質問の回答で区割りについては地域からの要望があったら協議していくとの回答を受け、ちょっとショックを受けてたのですが、今回時代に適応した再構築、体質強化をしていく必要があるとの回答をいただき安堵しています。今年度、社会福祉協議会では評議員を農村地区においては行政区単位で、市街地区においては町内会単位で線引きしていくという改革がなされました。商との連携のもと、このような改革がなされたものと理解しておりますが、福祉活動における共助の部分を担当する行政区・町内会がより自主的に活動していくためには、行政区・町内会連合会のような上部組織が必要なのか、またその上部団体である北海道町内会連合会のようなところに加盟するまで視野に入れて検討していかなければならないものと考えますが、今後どのような体制をとり、どう体制強化していくのでしょうか。また、情報の共有化の問題ですが、情報の共有には第三者提供と委託の2種類があり、第三者提供の場合は本人の同意が必要で、委

託の場合は不要と解釈されています。町内会が災害時の要援護者支援やひとり暮らしの高齢者の孤独防止のための見守り活動に町作成の要援護者リストを利用するならば、利用目的は変わらないので、町と町内会が委託の関係にあると考えるならば、個々の町民の同意を必要とせず情報提供ができると考えますが、見解を伺います。

(「はい、町長」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、浜田町長。

○町長(浜田 哲君) まず再質のところ町内会の活動についてどういった形で支援していくのかと、そしてまた町内会が地域の福祉の一端を担うそういう組織としてさらにまた発展させる必要があるということではありますが、議員のご指摘の部分については私どももそのとおりでと思っています。実際の問題は、町内会の単位の活動が例えば単身家庭の増加、1人単身家庭、それから親と子が同居しないということが当たり前になってきたり、それから情報化ということで個人個人の活動の場が広がり、仕事の間が家庭の地域とまた違うという方もたくさんおられ、そういう部分では昔のような町内会・行政区が何かこう地域の見守り役として機能するというのを、簡単に我々が要望できない状況が出てくるということはやはり理解をしていただきたいと思います。そこを今八木議員は、水の流れがこう来ているところをこう登れというわけですから、その部分についてはやはり時代状況を認識したものを持って取り組みを進めていかなければならないと思います。例えば私ども町内会でも、私が今年還暦になりますけれども、50軒あるのですが若い方から何番目で、小学校児童が転入してきた人がいますので、そこに小学生がおられますけれども、その人がいない時は小学生、中学生がゼロになりました。私の子どもが中学校を卒業したら中学生が誰もいないというような状況でありました。そこで町内会の関係で話しても、町内会長さんが俺に何をさせろと言うのだと、俺がどこまで見守りをできるのだということです。しかし一方では、除雪の機械等も持っている人はお互い助け合ったり、そういう部分では町内会でも色々情報交換しながら俺はここまでやるからというようなことを取り組んでいるわけです。そんな面からしますと、美瑛町において町内会・行政区の活動が弱まったとは言え、美瑛町においては近隣の関係自体を保ちながら地域づくりがされている地域の方ではないかと私はそんなふうにも思っているところです。そういうことですから、今後こういった町内会に行政が、例えば皆さん方に担ってくれ担ってくれと言って、行政が果たしてそれでいいのかどうか、当然そういう活動が町内会でなかなかしきれなくなったから、行政の方でいろんな対応をしなければならぬ状況が出てきているわけですから、その部分を十分に判断しながら、地域なり行政区・町内会の方々にお話をしていかなければならないと、つまり我々もちゃんと責任を持つのでから皆さん方町内会の輪とそれから情報交換で何とか共に地域の方々に安心して暮らしてもらいましょうというような問いかけである必要があると思っています。そんな面からしますと、今回社会福祉協議会の方で地域のネットワークをもう

一度構築したいということで努力をしています。私どもの方も社協に対してそういった人件費について支援をさせていただきながら、取り組みの推移を見ている。また取り組みの結果良い結果が出てくればまたいろんな形で連携できるということを期待をしているところですが、なかなか難しい厳しい環境であるということを改めて認識をせざるを得ないところにあります。今回そういった社協の方で、福祉にかかわる関係については、もう一度人員をしっかりと確立したいということで体制の見直しをし、評議員を約倍増したわけです。そのことについても我々は色々と相談を受けご理解をさせていただいてるところですが、いずれにいたしましても、地域の方でそういった状況が生まれる中で我々は美瑛町という全体の枠を見据えながら今後対応していかなければならない。そのために例えば高齢者の福祉住宅というような建物についても地域で1人で暮らしてもう除雪厳しいよ、こういったものは厳しいよと言う方に対応して、あそこは廊下で繋がったり、それから見守りの方もおられますので、そういう方の生活なり、これからの生きていく上での支援になるような施設としても位置づけをさせていただいているところ。そんな面で政策的には全体いろんな関係機関との連携をもって例えば今回、慈光園の方ではまた北瑛地域の方でも施設整備等を地域ネットワーク、地域の方々に利用していただくべく福祉施設をつくるというようなことも図っているわけですし、それに対して町としても支援体制をとりますということで話をさせていただいてますが、そういうことが必要になってくると思います。そんな面から私としましては、八木議員さんが言われるように、私個人としては、町内会・行政区といったものが、自治会というようなかたちを取る中で地域の方々のネットワークを持っていけるようなことは希望的な観測としてはあるわけですが、現実にはなかなかそういう状況ではないということをご理解をいただきたいと思っています。ですから今後、町内会の方々の行政区会議等でも、私どもの今こういう方向性で各関係機関と検討してるけれども皆さん方にはこう分かるようになって欲しいというような形の中で連携していくということを考えていきたいと思っています。それからもう一つは情報の面ですが、この情報の部分につきましては、私どもとしては町の情報については条例がありますから、その条例に基づいて運営をしていくということです。今議員がご指摘いただいた部分について、条例の審査の機関もありますので協議、審議させたいと思いますが、私としてはやはり問題はあると、機関が違うわけですから、その部分に対して簡単に委託したからその情報を渡せるというものではないと判断をしますが、こういった部分についてはよく検討させていただきたいと思いません。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木議員。

○8番(八木幹男議員) ご理解いただけたと思うのですが、大上段に構える必要はないとも考えています。これからの地域福祉のモデルとなるような体制と仕組み、この辺を期待しながら

質問を終わりたいと思います。

続きまして2番目の子育てファイル「すとりーむ」の方の質問に移らせていただきます。この問題については、先輩議員や町の管理職の皆さんからすると、担当課に行って課長や係長に聞けばわかるだろうと言われるような問題かもしれませんが、児童生徒を持たない町民の皆さんに「すとりーむ」の存在、こんなものがあるよと知っていただきたい面もありまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

将来修学旅行で海外へ行く場合や、グローバル化が進み海外赴任もあり得る昨今となっております。子供の側からすると、記憶に残る以前の自分の予防接種歴や病歴を記録したカルテとも言える貴重な証明書になるものだと考えます。子供の成長に不安を持たれている保護者のみならず広く活用していくべきであるものと考えています。これは私が以前勤めていた会社の健康管理ファイルなのですが、これは14、5年になるのですが、ずっとそれから健康管理、これできちっと健康診断の資料を綴じ込みしています。こういったものが、子育てファイルの方でも必要なのではないかなということも考えています。また引き渡しの場面は想定されていないということでしたが、アイデンティティの醸成であったり、なりたい職業の変遷を見て行くのに重要なツールであり、小学校卒業年次あるいは中学校の卒業年次、今流に言わせていただければ2分の1成人式等との引き渡しの場を作っていくべきと考えますが、考えを伺います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) それでは再質問にお答えをいたします。先ほど議員さんのお話にもありましたが、「すとりーむ」ということ自体を町民の方の中にも確かにご存じない方もいると思います。それは子供さんの育ちということですので、現実ですでに子供さんが育ってしまった保護者については直接関わっている部分ではありませんので、そういう部分について、先ほどの質問でお答えをさせていただきましたが、これから先、予防接種等につきましては私どもの方にもありますし、もちろん母子手帳の方でも詳しく記入するような形になっています。ただ、私も先ほど答えさせていただきましたが、あのファイルがこれから先、1番最初に原型としてあったのは、上川教育局が「すくらむ」というのをつくったときに、それは特別支援ということが限定されていましたが、うちの町はそういうことではなくて全部の町民に対象にしていくということだったので、これから先実際にすとりーむを活用する時には、先ほどもちょっと入れさせていただきましたし、それから八木議員さんもお話になっておりますけども、今キャリア体験のところで子供たちが本当に小さい時からいろんな職業になっていきたいという思いが変わっていきますので、そういう部分が期待できればいいなというのがあります。ただ、いつお渡しするかということについては、私もちょっと色々中を見てみましたが、自分で子育てをしてたときを考えてみたときに、実際にこれを子供に渡していいという部分は、それぞ

れの家庭によってやっぱり違うのではないかと考えています。特に、私どもがファイルとして用意させてもらってるものがあるのですが、これは、実際に例えば特別支援の子供に関わって言えば、このファイルが高校だけではありません。高校に準ずる教育機関に行ったときにもこのファイルが非常に有効になってまいりますし、そういうことを考えると、子供に直接渡して、例えば親が必要なことが書かれているという部分ですべて子供が見てしまったら、変だ、良いって言うことではないのですが、そういうふうな形で渡すべきではないかなと思っていますので、やはり子供の育ちによって各家庭がもうそろそろいいのではないかなという部分と、うちのはこの先は子供自分でやっていけるから、さっさと渡そうという形でそれぞれご判断をいただくような形になると思います。したがって私どもは、先ほどお話ありましたように10歳になったからとか、中学校の卒業だからとかっていう形で一線を引いて、みんな一斉にやったらどうかっていうことはやっぱり現状としてはできないなと考えています。以上です。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、8番八木委員。

○8番(八木幹男議員) 再質問というほどではないのですが、現在においては何もかにも学校に頼る時代ではないと考えています。引き渡しの場面を地域が担うということも想定できますし、特に市街地区の小・中学校においては、地域の出番をもっと増やしてもいいのではないかなという考えを持っています。この辺について考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(齊藤 正議員) はい、奥山教育長。

○教育長(奥山 清君) はい、地域の出番ということで、例えば地域で一斉に子育てファイルを渡す機会をとということだと思いますが、現実には私ども学校がすべてやれるとはもちろん思っていないんですが、実際には学校が家庭と連携を取りながらやっていっているなかでも各家庭の差というのがありまして、現実には今子育てファイルを配らせていただいています。熱心な親御さんと、やはり記入の少ない親御さんもいるわけで、それを一斉に例えば地域で渡すということになったときに、例えば子供がそれを手にした時にだれだれちゃんのはたくさん書いてあるけど、私のはたくさん書いてないみたいな形でお互いに、現実には見比べるということをして今の子供はすぐしてしまいますから、そういう部分を考えると、やはり地域一斉にというのは、若干問題があるのではないかなと思います。ですから私は各家庭で子供の成長に合わせて親御さんが今まで記入されたものをこの時点で渡していいなという部分でお渡しいただけるのが最善とは言いませんけども、最良の部分でないかなと思っています。

○議長(齊藤 正議員) はい、8番議員の質問を終わります。

以上で通告のありました質問は終了いたしました。これをもって一般質問を終わります。

閉会宣告

○議長（齊藤 正議員） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。どうもご苦労さまでした。

午後 3時 3分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成24年9月25日

美瑛町議会 議長 齊藤 正

議員 森平 真也

議員 濱田 洋一